

Title	自由党高田事件裁判小考(二・完)
Sub Title	Trial of liberal party for the attempted insurrection at Takada (1883) (2, end)
Author	手塚, 豊(Tezuka, Yutaka)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1973
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.46, No.6 (1973. 6) ,p.31- 85
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19730615-0031

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

自由党高田事件裁判小考(二・完)

手塚 豊

- 一 はしがき
- 二 事件検挙の発端
附説 長谷川三郎、堀小太郎、赤木義彦の略歴……以上前々号
- 三 裁判の推移……以下本号
- 四 附説 事件の報道をめぐる筆禍事件
むすび

三 裁判の推移

明治十六年三月十九日、武田看守長の告発にもとづき、足立検事が長谷川三郎を取調べたことは、すでに前節で述べた。この取調べで長谷川が自白した内乱予備の内容は、その訊問調書によると、次の通りである。

○ 此書状(前節に掲げた長谷川の大島安治宛手紙——手塚註)ニ記載シアル当地決死者トハ誰々ニシテ其人員幾許ナルヤ

○ 未タ連判状ヲモ見受ケサルニ依リ確トハ申難キモ是迄同志中ノ密話シ居リシハ凡ソ六十名余ニ下ラサル可シ而シテ其中最モ著シキハ二十五六名ナリ

○ 其二十五六名ハ誰々ナルヤ其方ノ覺エノ儘有体ニ申立ヨ

○ 自分記曉スル人名凡ソ左ノ如シ

八木原繁祉、井上平三郎、小林福宗、今村致和、赤井景韶、森山信一、小島国治、樋口享太、岡崎直中、笠松立太、加藤貞盟、上田良平、風間安太郎、横山環、宮沢喜文治、堀川信一郎、古川隆束、土肥善四郎、鈴木昌司、同貞司、江村正英、同正綱、本山健次等ナリ

トス

○ 亦此書状(前に同じ)——手塚註)中ニ熱血ヲ以テ自由ヲ買フ云々トハ如何ナル事ヲ指スヤ

○ 死ヲ抛チ干戈ニ訴ヒ現今政府ヲ顛覆シ斯民ヲシテ最大幸福ヲ得セシメントノ熱心ヲ指シタル諷ナリ

○ 前頭申立タル八木原以下二十二名ハ孰レモ前頭ノ目的ニシテ其計畫中ナリヤ

○ 然リ高岡ヨリ掃リタル上ハ益計畫ヲ為ス約ニテアリシ

○ 如何ナル計畫ナルヤ

○ 蜜ニ博徒等ヲ結合シ亦ハ銃器刀剣ヲ貯ヒ各地ニ同志ヲ連絡スル見込ニシテ略ホ其計畫アルモノト信ス

この調書には「明治十六年三月十九日夜九時三十分 新瀉輕罪裁判所高田支庁ニ於テ 検事足立隆則 書記代理検事補堀小太郎⁽²⁾」と記されている。長谷川の取調に、専任の書記を使わず、堀検事補自ら書記の役を買つてでているのは、堀が長谷川の自供にいかにか大きな期待を寄せていたかを示すのみならず、さらに彼が調書の採り方にまで十分配慮した証拠といえよう。

この長谷川の自供を正面からみれば、正に内乱陰謀の予備である。この自白にもとづき、足立検事は同日夜、直に高田警察署長赤木警部に関係者の逮捕命令を發し、翌二十日早朝から一斉検挙が始められたこと、そして急電をうけた県庁では、永山県令、井上警部長らが協議の結果、警察本署および県下若干の警察署より応援の警察官を高田へ派遣、また、木梨大書

記官が急ぎ現地へ出張したことなどは、すでに前節で述べた通りである（本誌前々号一九頁参照）。

当時の高田警察署は、中頸城郡全部を所轄とし、直江津、柿崎、新井、川浦、関川に分署が設けられていた。⁽³⁾高田署には、赤木署長の下に、警察官が何名配置されていたかは正確にわからないが、明治十六年三月二十七日・越佐毎日新聞の報道では「同署詰定員巡査三十八名」としている。⁽⁴⁾これには数名の警部補がふくまれていたと思われる。これだけの陣容では、数十名の逮捕者が予想される事件の検挙活動に不十分であることは、云うまでもない。前に述べたように、各方面から応援警察官が急派されたのは、当然の措置であろう。当時の新聞報道を総合すると、警察本署をはじめ新潟、新発田、三条、長岡、糸魚川、柏崎、与板の各署より約六十名前後の警察官が、高田へ派遣されたようである。⁽⁵⁾これら増援警察官の詰所として、高田職人町西本願寺説教所が使用された。⁽⁶⁾

また、事件勃発直後、警察本署から特派された警部丹羽濟五郎、柴田克己（この兩名の派遣については、前節で述べた。本誌前々号一九頁、二五頁参照）および警部福島武司は、⁽⁷⁾四月二十七日まで高田に滞在——各署からの応援警察官は、大体四月上旬までに引揚げている——⁽⁸⁾赤木署長を援助した。当時の高田署には、赤木以外には警部の在職者はいなかつたと思われるから、⁽⁹⁾特に署長の補佐役として、三警部が特派されたのであろう。⁽¹⁰⁾

逮捕者を收容する筈の新潟監獄高田支署は、高田新中殿町にあつたが、建物がせまかつたので、⁽¹¹⁾当時、中殿町通に新しい建物を建設中であつた。⁽¹²⁾それがため、大漁座を一時借りうけ、仮工事を施して臨時監倉（未決監）に代用、三月二十五日頃から五月九日まで使用された。⁽¹³⁾

事件勃発当時、高田支庁の検事局の陣容が、足立検事と堀検事補の二名だけであり、その後ち四月上旬に検事補小川信行が着任したことは、前節でも述べたが（本誌前々号二九頁参照）、新潟始審裁判所はこの人手不足を補うため、検挙開始直後、検事補石部雄海を派遣し、事件が予審に移る四月中旬まで、高田に勤務させた。⁽¹⁴⁾

事件發生の通報に接した新潟の県庁並に始審裁判所首脳部の動きも、またあわただしいものがあつた。木梨大書記官が、高田へ急行したことは前にも述べたが、彼は二十三日に高田へ到着、すぐに引返し翌日帰庁、永山県令と打合せを行っている⁽¹⁵⁾。その後、彼はふたたび高田へ赴き(日不詳)、四月七日に帰庁している⁽¹⁶⁾。永山県令は、四月はじめ高田へ赴き、同月十二日、同地を立つて上京、十八日に内務省へ出頭、二十三日ふたたび高田へ戻り、翌五月八日まで滞在した⁽¹⁷⁾。井上警部長(正貞)も、高田へ赴き(日不詳)、四月十日、同地から上京、二十三日ふたたび高田へ戻り、二十七日に帰庁した⁽¹⁸⁾。新潟始審裁判所の上席検事正木昇之助は三月二十七日に、同裁判所長判事長崎彊は四月七日にそれぞれ高田へ到着している⁽¹⁹⁾。

新潟県庁並に始審裁判所から急報をうけたであろう内務省、司法省、大審院、東京控訴裁判所の対応も、また活潑であつた。すなわち内務五等属柴太一郎は三月二十六日、東京控訴裁判所検事長岡本豊章は翌二十七日にそれぞれ高田へ到着した⁽²⁰⁾。また、司法省大書記官安藤則命、大審院検事林三介、東京控訴院検事橋本胖三郎も、高田へ出張したという新聞報道もある⁽²¹⁾が、確かでない。岡本検事は、後ちに述べるごとく、暫く高田に滞在、みずから容疑者の取調にも当つている。

北陸の小都市高田はこのような異状な雰囲気につつまれ、町の内外は騒然たるものがあつたにちがいない。明治十六年三月二十五日・新潟新聞は「二十日夜より市街は勿論近郷近村に至るまで、帯剣巡查が絶間なく巡廻せらるるので、人心洶々たり」と、その状況を伝えている。

さて、三月二十日の一斉検挙以降、関係者の逮捕は、五月はじめまでつづいたようであるが、容疑者として捕縛された者の総人員は、裁判記録が湮滅した現在、正確にはわからない。

前掲自由党史は「一時逮捕せる者数十人」として、二十六名の氏名だけを述べているが、江村氏は、三十七名の住所氏名を掲げ、また竹内氏は三十六名の住所氏名をあげておられる⁽²²⁾。杉村談話によると、二十日早朝「五十二通の黨員逮捕状」⁽²³⁾を作成したといわれているから、これが事実ならば、その後の逮捕者を算入すると、六十名前後の計算になるであろう。

元來、この事件の発端は、前に掲げた長谷川の自白を出発点としたものであるが、それは長谷川をふくむ頸城自由党員を中心に、「死ヲ抛チ于戈ニ訴ヒ現政府ヲ顛覆」せんとする「密話」があり、高岡から帰つた後ちに「博徒等ヲ結合」「銃器刀劍ヲ貯ヒ各地ニ同志ヲ連絡スル見込」であつたといふもので、「連判状」その他具体的証拠は何一つ示されていない（本誌三二頁参照）。長谷川自身、このような密議のあることが事実であると確信してあらかじめ堀に内報したのか、それとも長谷川が、高岡行の旅費あるいは饗応など、堀から相当の援助をうけた関係から、そうした虚構の事実を捏造して堀に報告、彼がそれを信用したのか、あるいはまたそうした長谷川の自白の内容そのものも、堀が長谷川に指示して作りあげたのか——その辺の真相は明らかでない。前掲「新高田」の社説「頸城自由党疑獄の原因に就て」によると「堀、大島（安治——手塚註）等が横町神林樓を策源所とし血氣に逸る赤井等を集め、昼夜酒色に言を寄せ、頗りに教唆して高田警察署襲撃の企てを為さしめんと試み、已に三月十二日夜、愈々実行の間隙に至り、是又森山信一、小林福宗二氏の為に阻止せられ、又目的を（まじ）²⁶果す」とある。この記事は、これまでの高田事件研究において、全くみのがされているが、小林がまだ存命中に、高田地方の新聞に書かれたものであるから、かなりの信憑性があるものと、私は考へる。これが事実とすると、当時、堀検事補は、なにがなんでも頸城自由党員大量検挙の口実をつかむことに汲々としていたといえよう。この「高田署襲撃」の一件に失敗した堀は、第二案として長谷川を利用することを思いついたとみることもできる。堀としては、その口実はなんであれ、ともかく頸城自由党員を大量に検挙し、追及さえすれば、なにが不穩の陰謀が自然にうかびあがるものと考えたのかも知れない。とすると、長谷川自白の内容も、すくなくともその輪郭は、堀が仕組んだ芝居とみて、ほぼ間違ひなからう。長谷川に対する足立検事の最初の取調に、前に述べたごとく、堀自ら書記の役をつとめているのは、自己の作つた筋書を、長谷川の言葉を通じて都合よく記録するためであつたとみることできる。

逮捕された者は、すべて長谷川自白の線にそつて、検事の取調をうけたものと思われる。しかし、もともとその自白の内

容は虚構のものであつたから、検事側の満足すべき自供もえられなかつたであらうし、また関係者の家宅捜索においても、証拠物件は全く入手できなかつたにちがいない。関係者の一人岡崎直中は、その模様を次のように語つてゐる。⁽²⁸⁾

何しろ国事犯と言ふのですから、事件は大したものだつたが、さてその証拠はどこにあるかと言ふと……堀や大島などの手合ひが仕組んだ芝居の様なものですから、証拠などがかりつこはありません。騒ぎだけは引つくり返る様な騒ぎで、肝腎の証拠のあがらぬ為、糸を引いた堀の手合ひも少し不安になつたものでせう……嚴重な家宅捜索が始まつたのです……同志の誰の家を探し廻つても、国事犯の証拠になる様なものは何も出て来ない。たまに誰かの家から刀が出たの、拳銃が出たのといふと、さも大発見でもしたかの様にそれを証拠品にしようとしたものですが、当時士族の家には、どこにだつて刀の一口や二口ない家はありませんよ。それなのに、その刀や匕首を大臣暗殺に使用する目的でしまつて置いたんだらうなどと、勝手な言がかりをつけたのです。

大検挙は強行したが、長谷川自供一件に関する検事の取調は、予期に反して全くすすまなかつたとみていい。

しかし、他方、逮捕者の取調により、その頃、赤井景韶、風間安太郎、井上平三郎の「町田屋一件」——後ちに詳述するが、明治十五年十一月四日、この三人が町田屋に会合、大臣暗殺を企図した赤井が他の二人を誘い、上京を謀議した件で、赤井有罪のキメ手の一つになつたものである——の事實は、すでにおぼろげながらも検事側にしられていたと思われる。このことは、中川警部補の復命書によつて判明する。津川警察署の中川警部補が、四月一日、高田警察署を訪れて聴取した事情を、福島県の村上少書記官宛に報告した復命書(四月八日付)の中、長谷川関係の部分は、すでに前節に引用したが(本誌前々号一〇頁——一頁参照)、その後半の部分には、次のように記されている。

右ノ外(長谷川自供の件とは、別件の意味——手塚註)、井上平三郎、赤木景韶、風間安太郎ノ三名ハ別ニ天誅組ト唱フル党ヲ結ビ、大臣參

議ヲ暗殺シ、後者ニ幸福ヲ与ヘント計画シ、已ニ九州辺ヘモ撒ヲ飛バセシニ、熊本県田中賢道ナル者ハ之ニ応ジ、本人ハ越後ニ来リ井上

等ト謀リ、其上出京スルノ手筈ナリト、筑後ノ者ヨリ確タル私信ノアル趣(中略)

此事件取調結了セシ上ハ、犯罪ノ起因必ズ分離スルナラントノ見込ナリ。如何トナレバ、単ニ暗殺ヲ主トスル天誅組ノ同意者ト、政府ヲ顛覆スルトノ目的ニ同意者ノ各異ナレバナリ(下略)

赤井が町田屋会合の内容を自供したのは、後ちに述べるごとく四月十五日であつたから、この時点では、まだ十分にその内容は明らかになつていなかったと思われる。それでは、赤井以外の誰がこの一件を自供したのか、関係者の検事調書が湮滅した現在、それは知るに由ない。また、この復命書に「天誅党云々」とあるのは、すでに赤井の天誅党旨意書(赤井が有罪となつたキメラの一つ)が、警察、検事側の手ににぎられていたことを意味するのか、あるいは、赤井ら三名が天誅党というグループをつくつたという漠然たる事実のみが知られていたのか、いずれとも断定する確証はない。

なおこの復命書が、長谷川自供の内乱の陰謀(後ちに述べるごとく)、彼は町田屋一件は自供していない」と、赤井らの暗殺陰謀とは別々の事件であると推測していることは、すでに当時、警察、検事側が、それを認識していたことを示すものとして注意を要する。

前にも述べたごとく、岡本検事は、三月三十日以降、自ら逮捕者の訊問にあつたが、四月五日、取調べの見通しについて、次のごとく司法卿大木喬任宛に手紙で報告した。(31)

高田事件追々検事ニ而訊問致シ候所到底内乱之陰謀ヲ企候犯跡モ露頭不致最内実幾分カ不羈ヲ企候と檢察候得共今更取押ユルニ証憑モ無之二十名斗リハ検事限ニ釈放致シ長谷川三郎外三名斗ハ予審ヘ廻ス心得候得共是又予審ニ而免訴致スヨリ外ハ無之候迎モ高等法院ヲ開ク場合ニハ万々不立到又兇徒聚衆律ニモ不相当結局前段之所分イタスヨリ外ハ無之相考候畢竟最初捕縛之際尚検事之輕忽ニハ候得共尾崎

判事亦木警部署長其外警部等六七名協議之上式十六名之捕縛着手シ候訳ニ而昨年之暮比ヨリ引続暴拳之景況余程切迫致シ高田之人民ハ甚困難致居候事素ヨリ捕縛之人名ハ自由党员ニ而一二名余リ之外ハ実ニ赤貧且夕ニ迫ルノ景況候假令此回放免スルモ他日不羈ヲ図ルハ必定と察候得共此際不能如何右御参考迄上申致置候也

十六年四月五日

岡本 豊章

大木司法卿閣下

再伸 小官高田へ到着迄ハ検事ニ而四五名訊問致シ小官ノ出張ヲ聞キ一時中止致シ居候ニ付新潟正木検事呼寄せ足立検事並検事補兩名ニテ毎夜十二時過迄訊問致シ来ル十日比ニハ一通ノ訊問結了之見込有之候

これによると、四月五日現在、送検されている逮捕者二十六名の内、二十数名は証拠不十分で検事の起訴ができず、長谷川他三名については辛うじて起訴は可能であるが、しかし、それとても予審免訴になるものと予想している。ここにいう長谷川以外の「他三名」とは誰か。もしもこの時点で、天誅党旨意書が検事側の手にわたつていたら、赤井、風間、井上の三名の公算が大きいが、そうでなければ、長谷川が前節で述べた高岡の懇親会で接触した八木原繁社、土肥善四郎、井上平三郎であつたとも考えられる。岡本検事のきわめて消極的な見通しから推測すると、後者のようにも思われるが、断定は差しひかえたい。それはともかく、一斉検査後、二週間の時点で、岡本検事が「検事の軽忽」すなわち検察側の黒星をみるとめ、到底犯罪事件の成立はおぼつかないと判断していたことは、注意すべきであろう。前掲「新高田」の社説「頸城自由党疑獄の原因に就て」に「東京控訴院⁽³²⁾検事岡本某が、当時出高中、堀を召喚して、彼が密報に係る虚構の事実を挙て厳く詰責し、且帳簿を点検して尋問せられたる時には、流石の堀も顔色なく差俯向て一言の答弁も出来ざりしと⁽³³⁾」とあるのは、この頃のことかも知れない。

四月十日、岡本検事はさらに大木司法卿に、次のごとく報告した。⁽³⁶⁾

前文略高田之事件モ此迄之取調上ニ而ハ犯罪之証不挙檢事限ニ而釈放致ヨリ外無之與相考候尤別紙之書類ニ因リ万一暗殺等之企露頭致候モ難計ニ付尚詳細取調中ニ有之候当地着掛ヨリ木梨書記官罷越シ十分嚴酷ニ処分致シ候様依頼有之又代リテ永山県令昨日罷越シ此之儘ニ而釈放被致候様ニ而ハ後來施政上之弊害ヲ恐レ大奮発ニ而今一往是非十分之確証ヲ挙ケ候ニ付今五六日間処分猶予ヲ相迫リ若シ協議不相整候ハ直チニ内閣へ罷越シ意見之異ル処高裁ヲ仰ク心得ト被申候ニ付小官モ素ヨリ確証サエ挙ル見込ニ候へハ今五六日間之猶予ハ可然與相答置候其ニテ協議ハ相整候然シ迎モ此上多分確証ハ不挙と熟考罷在候假令県令之何程苛酷之処分ヲ請求スル共決而輕忽^{不明}之処分ハ不在候右之振合ニ付只今ヨリ井上警部長實際之景況具状之為メ県令ヨリ上京致サセ候ニ付尚御聞取被下度候

十六年四月十日

岡本 豊章

大木公閣下

ここに「別紙之書類」とあるのは、長谷川の手紙類（本誌前々号一三頁—一四頁参照）であつたと思われる。それは、当時檢事側がにぎつていたほとんど唯一の物証であつたと思われるからである。もつとも、もしもすでに天誅党旨意書が檢事側の手にあつたとすれば、それもふくまれていたであらう。

この岡本檢事の手紙によると、彼の意見は、依然として証拠不十分による釈放論であるが、永山県令、木梨大書記官からのつよい要請があり、それがため止むをえず、なお数日間、檢事側も「別紙の書類」を手がかりとして暗殺陰謀等の存否について取調を続行、他方、永山県令は「確証ヲ挙ケ」るため「大奮発」をするというのである。この「大奮発」の意味は、高田警察署を督励し、逮捕者の家宅搜索並にあたらしい關係者の拘引を精力的に行うという意味であらう。しかも、永山らは「此之儘」關係者を釈放すれば、「施政上之弊害」を生ずるから、檢事側と意見が対立すれば、内閣へ上申しても所信を貫くというつよい姿勢であつたこともわかる。江村氏は、理由はあげておられないが「永山県令の処置は、無論この犯人に好意的であつた³⁷⁾」といわれているが、事實は全くその逆であつた。

かくして、前にも述べたごとく、永山県令は同月十二日に高田を出発して上京、また井上警部長も、前掲四月十日付岡本書簡にも述べているごとく、県令に先立ち十日に上京した。⁽³⁸⁾ 永山らは、政府部内とくに内務卿山田顕義に対して蔽罰論を要請したと思われるが、その辺の事情は残念ながら詳しくわからない。

高田においては、検事局の逮捕者に対する一段ときびしい追及が行われ、また、関係者の家宅搜索、あたらしい容疑者の逮捕など、警察活動も一段と強化されたものと思われる。四月十一日以降の新潟新聞には、本山信次宅搜索(日不詳)、森山信一宅隣家搜索(四月十三日)、加藤勝弥宅搜索(日不詳)、鈴木昌平拘引と家宅搜索(四月十一日)、上野佐源治の拘引(同前)、笠松立太宅搜索(四月十六日)などの報道がみられるが、それは一部であつて、そのほかにも関係者の家宅搜索は頻々と行われたのであろう。その模様を、同月十八日・新潟新聞の社説「檢察官ノ行為ヲ疑フ」⁽⁴⁰⁾は「警官カ彼諸氏ノ家宅ヲ搜索サレタルモノ既ニ五回ニ及ヒ、其蔽密ナル実ニ言フニ忍ヒサル者アリ」と述べている。高田署の赤木警部は、当初の一斉検査に際し、消極的であつたことは前節で述べたが、県令の蔽命とあれば、それに服従せざるをえなかつたであろう。四月十七日、検事局の取調は終了、翌十八日から高田支庁の予審が開始された。⁽⁴¹⁾ 検事が起訴し、予審へ廻された者は、次の十五名である(そのほか、不確実な者に高島疏健がいる)。

笠松平太、森山信一、小林福宗、八木原繁祉、今村致和、堀川信一郎、鈴木昌司、江村正英、江村正綱、清野迂策、風間安太郎、赤井景韶、井上平三郎、長谷川三郎、加藤勝弥

前に述べた岡本検事の見込に反し、急転直下、検事側が大量十五名を起訴した理由は何であつたのか。永山県令らの上京後の政府への上申が、功を奏したとみられるかも知れないが、永山が内務省へ出頭したのは、前にも一言したごとく、四月十八日であるから、そうした事態はありえない。とすると、永山県令は上京前、すでに手紙で強硬意見を政府に具申し、政府はそれにもとづき、大木司法卿を通じて岡本検事に蔽命を下したのか、あるいはまた、永山県令の上申をまたずして大木司

法卿から岡本検事へ強硬方針が指示されたのか、そのいづれかの場合も十分考えられる⁽⁴²⁾。しかし、それはそれとして、四月十五日、足立検事の取調に対し、赤井がはじめて「町田屋一件」の内容を自白したことが、すくなくとも赤井、風間、井上に対する検事側の意向を急に硬化させた原因であつたと、私は考える。この検事調書の全文は残っていないが、その一部は高等法院法廷でも朗読され⁽⁴³⁾、また赤井に対する高等法院判決文の中にも、その一部が、文態を変えて次の如く引用されている⁽⁴⁴⁾。

被告人赤井景韶ハ、明治十六年四月十五日、新潟輕罪裁判所高田支庁ニ於テ、檢察官ガ法ニハ法ノ推測アリ、掛官ニハ掛官ノ推測アリ、今汝ノ如ク唯ダ知ラズ然ラズト云ヘバ、何レモ認定推測ヲ用ヒザルヲ得ス。却テ汝ノ不利益ナラズヤトノ問ニ對シ、唯今迄我答ヘシ処ハ全ク事実ニ違タル偽リニテ、其偽リヲ申立シハ、我身ヲ憎ムノ為ニアラズ、先ニモ申シタル如ク今般捕縛セラレタル我黨員二十余名ノ安危ニモ関スル事ナリト思ヒ、我精神ニ愧ルヲモ顧ミス申タレドモ、今ヨリ更ニ事実ヲ申立ベン、初ヨリ訊問ニ相成リ度シト答ヘ、……町田屋ニ於テ議シタル事ノ精神ハ、天誅党旨意書ニアリ。然レ共今ハ之ヲ放棄シタリト云ヒ、放棄シタルハ如何ナル事カトノ問ニ對シ、一旦旨意書ノ意ニ由リテ相決シ、之ヲ拳ント謀リ、新潟ニ迄出タルニテ、其道ヲ新潟ニ取シハ、三國ヲ越ヘ人ヲシテ跡ヲ知ラシメザル意ナリ。……自分等着スルヤ否ヤ、直チニ鈴木昌司来リ、之ハ先ニ我輩郷里ヲ出ルノ際、ピストル等ヲ携タルト、当時熱血ヲ以テセザレバ自由ヲ得ル能ハズ、寧ロ不自由ニシテ生存セシヨリモ、死シテ犠牲トナルニ如カズト唱ヘ、且自由党ヲ脱スルト云タル等ヨリ、八木原繁祉等ニ於テ、自分ノ挙動ヲ察シタル者ト見ヘ、電報ヲ以テ鈴木昌司ヘ通知アリタル由ナリ。昌司其事ヲ語ラス、七司（山際七司）手塚（手塚）ヨリ、自分等ノ新潟ニ出タルヲ聞キタル趣ニテ来リ、次テ小柳卯三郎、加藤勝弥其他常置委員等出来リ、自分等ノ挙ヲ謀ルニ暇アラザルニ由リテ、翌日住吉屋ニ転宿シタルモ、尚又尋来リ、応答日ヲ送ルノ内、今村致和、相羽嘉尚、迎ヒトシテ来リ、昌司、致和、加藤勝弥等自分等ヲ借宿館ニ階ニ伴ヒ、説諭セシヲ以テ、尚我志ハ我が為ス所ニアリト申居タレトモ、其内寛ル所モアリ、終ニ先キノ志ヲ放棄シ、帰郷致シタルナリト答ヘ、先キニ一旦天誅党ノ主意ヲ行ハント決シタル時、大臣參議ノ内、誰々ヲ暗殺スヘクト目的ヲ定メタルナリシカトノ問ニ對シ、目的ハ不殘斬ルノ意ナリシナリ。天誅党旨意書ハ平三郎等ニモ示サザレハ、彼等ハ知ラザルナリ。唯其主意ヲ協議セシニテ、書面ハ自分寢処ノ内テ認メ試ミタル迄也ト答ヘ、新潟ニ出ル時ニ當テハ、一旦、東京ニ出、決行スルノ意ハ決シタルカトノ問ニ對シ、然リ決シタルナリ。併シ未タ手段ハ議セザリシナリ。尚其事ヲ行ハント決心シタルハ、自分、私ニ怨等アルニアラズ、全ク国家

ノ為メナリト存ジ込ミシヨリ出タルニテ、他人ノ教唆ニ出タルニモ非ザルナリト答タリ(句読点手塚)。

この赤井の自白は、的確な証拠がえられず、暗い見通しに困却していただであらう検事側にとつては、正に起死回生の収獲であつたにちがいない。

天誅党旨意書が、検事側の手に渡つた時期がはつきりしないことは、前にもしばしば述べたが、この赤井自供の中で、そのことにふれているから、四月十五日以前の家宅搜索で、警察がそれを発見したことは確実である。この旨意書の一件が、新聞に報道されたのは、新潟新聞の場合、四月二十二日の記事が初見であり、それには

此程、警官が赤井景韶氏の家宅を搜索せられしに、一冊の帳簿を発見せられ、表面に天誅党の題字を認めありたりと。何なることの記載あるにや、天にかはりて国賊を誅すと云ふ意にて、此題を命したるならん杯と噂するものあり、また、この帳簿を発見せられてより頻りに井上、風間、赤井の三氏を審問せらるるよし。

とある。この語調から推測すると、この家宅搜索は、この記事をさかのぼること余り遠くない時期すなわち赤井自供の直前の出来事のように思われる。もしもそうであれば、この文書の発見も、検事の起訴に大きな影響をあたえたといえるが、なお疑問をのこしておく。

町田屋一件に関する赤井の自白は、たしかに検事をして起訴にふみきらせた直接の原因と思われるが、それは赤井、風間、井上の三名だけの問題である。仮りに天誅党旨意書が、この自供の直前に検事の手へ渡り有力な起訴原因になつたとしても、その点は同じである。これらの証拠は、長谷川はじめ他の十二名(不確実な者一名をふくむ、以下同じ)の起訴原因には、なんの関係もない。前にも述べたごとく検事側も、長谷川自白の一件と町田屋一件とは、別の事件であることは十分承

知していた筈だからである。にもかかわらず、検事が赤井ら三名以外に長谷川他十二名を起訴したのはなぜなのか。長谷川の場合は、本人が自白しているのであるから、起訴されたとしても、一応その事情はわかるが、問題は他の十二名である。この人々については、四月十一日以降、執拗な取調あるいは家宅捜索によつても、おそらく誰からも自白はえられなかつたであろうし、また格別あたらしい物的証拠が発見された形跡もない。その点では、前掲四月五日および十日付岡本書簡にみられるような検事側に取つての暗い見通しは相変わらずつづいていたとみていい。それにもかかわらず、起訴が行われたのは、岡本検事の意見ではなく、他の何か大きな力が作用したとしか考えられない。それは、前にも一言したごとく、大木司法卿の指令であつたとみるのが妥当であろう。おそらく司法省当局の意向としては、検察側が積極的に大量逮捕を断行したにもかかわらず、その大部分を不起訴にすることは、検察の名譽にかけて忍びえず、たとえ予審免訴になる公算が大であつたにしても、一応検事の起訴だけは敢て行わざるをえなかつたのではなからうか。

なお、起訴者十六名（不確実な者一名をふくむ。以下同じ）は、送検された者の約半数に当ると思われるが、赤井、井上、風間をのぞいては、何を基準にして起訴者を選別したかは、検事調書が残っていないので全くわからない。

さて、検事の起訴により、事件の審理は、一応あたらしい段階をむかえたわけである。このとき起訴されなかつた逮捕者は、その後五月中頃までに逐次釈放された。したがつて国事犯関係で、五月以降に追起訴をうけた者は、その後逮捕された山際七司をのぞいては、皆無である。

ここで、起訴されなかつた関係者すなわち不起訴になつたことがほぼ確実と思われる者、逮捕されたがすぐに釈放になつたと思われる者および従来の高田事件研究では、逮捕者の中に入つているが、それが不確実である者、当時の新聞報道では、事件関係者として逮捕されたように伝えられているが、その真偽が不明の者などの一覧表を、次に掲げておく。

前註

- (1) 関係者の住所は、とくに註記したものをのぞき、江村氏の論文(前掲国事犯高田事件・史潮第八四、八五合併号・六六頁—六七頁、以下江村氏論文と略称する)により、また竹内氏の論文(前掲高田事件の顛末・頸城文化・第二二号・四六頁—四七頁、以下竹内氏論文と略称する)を参照した。但し、両氏が準示しておられない関係者については、もちろんその限りでない。
- (2) カッコの中の数字は、新聞報道の月日(明治十六年)であり、「新潟」は新潟新聞、「越佐」は越佐毎日新聞、「時事」は時事新報を指す。
- (3) 逮捕地は、とくに住所地以外の場所で逮捕されたことが明らかなものに限り掲げた。
- (4) 内乱陰謀予備は、国事犯と略称した。
- (5) 「註」とあるは、後註を指す。

住所	氏名	逮捕日とその場所	釈放日	備考
中頸城郡小出雲村	小島 国治	三月二十日(新・海) ^{3・24}	五月五日(新・事) ^{5・5・12・7}	検事不起訴と思われる(国事犯)
同 北代村	宮沢 喜文治	同 前	同 前	同 前
同 樋場村	加藤 貞盟	同 前	同 前	同 前
同 高田河原町	岡崎 直中	同 前	同 前	同 前
同 井ノ口村	上田 良平	同 前	同 前	同 前
同 砂山村	土肥 善四郎	同 前	同 前	同 前
同 直江津横町	樋口 享太	同 前	五月初(新・海) ^{5・9}	同 前
同 中四ツ屋村 ^{註1}	古川 隆爾	同 前	五月十日(新・海) ^{5・15}	同 前
同 水吉村	横山 環	同 前	五月五日(新・事) ^{5・7}	同 前
同 湯町村	坂口 寛平	三月二十二日(新・海) ^{3・31}	五月五日(新・事) ^{5・12}	同 前
同 代石村	鈴木 貞司	不詳(同前)	五月十日(新・海) ^{5・15}	同 前

東頸城郡 仁上村	本山 信次 <small>註2</small>	不詳 <small>(新4・7)</small>	五月五日 <small>(5時・事12)</small>	同前
中頸城郡 代石村	鈴木 昌平	四月十一日 <small>(新4・19)</small>	五月十日 <small>(新5・15)</small>	同前
北蒲原郡新発田町 <small>註3</small>	清水 中四郎	三月二十一 日於金沢 <small>(新4・10)</small>	三月二十二日 <small>(新4・10)</small>	金沢警察署に一日留置されただけである。
岩船郡 板屋沢村 <small>註4</small>	富樫 源吉	同前 <small>(同前)</small>	同前	同前
東頸城郡 仙納村	室岡 剛 <small>註5</small>	?		逮捕されたかどうか不明
南蒲原郡 大西村	山口 健次郎 <small>註6</small>	三月三十日 <small>(新4・3)</small>	?	逮捕の報道はあるが、釈放のそれはない。送検されたかどうか不明
刈羽郡 剣野村 <small>註7</small>	関 矢儀八郎	四月七日 於上条義塾 <small>(新4・11)</small>	四月十三日 <small>(新4・18)</small>	四月九日頃、高田で旅館預りとなつてゐるから、(4・17・新潟)送検はされなかつたのであろう。
中頸城郡 松橋村 <small>註8</small>	大島 安治	?		三月廿中、二回警察に召喚と報道されたが、(3・29・新潟)高田署はその記事の取消を求めた(4・3・新潟)すでに本文中で述べた長谷川の手紙(本誌前々号一四頁)の名宛人であるから参考人として呼ばれたことは十分考えられる。
同 大乗寺村	上野 佐源治 <small>註9</small>	四月十一日 <small>(新4・19)</small>	五月十日 <small>(新5・15)</small>	鈴木昌平の書類をかくして逮捕されたと報道されたが、起訴されたかどうか不明。
刈羽郡 上方村	中村 藤八 <small>註9</small>	四月八日 <small>(新4・12)</small>		柏崎町で、事件関係者? として逮捕されたように報道されたが真偽不明。
同 山口村	下田 義三郎	同前		同前
不詳	伊藤 某 <small>(新潟医学学校生)</small>	三月末 <small>(3・3)</small> 於新潟 <small>(新3・129)</small>		新潟で事件関係者として検事の召喚をうけたと報道されたが真偽不明。
中頸城郡 高田中殿町	富田 森茂	同前		同前
刈羽郡 宮ノ窪村	野沢 治助	四月初 <small>(4・4)</small> 佐 <small>(12)</small>		事件関係者として、柏崎署に逮捕されたと報道されたが、真偽不明。
同 山口村	霜田 義三	同前		同前
同 野田村	永 久吉	同前		同前

後註

- (1) 古川の住所を、江村氏は「四ツ屋村」とし(江村論文・六七頁)、竹内氏は「中四ツ屋村」としておられるが(竹内論文・四六頁)、これは中四ツ屋村が正しい(中頸城郡板倉町々役場の除籍謄本による)。
- (2) 本山の逮捕日を、江村氏は三月二十日としておられるが(江村論文・六七頁)、彼が逮捕されたという報道は、四月七日・新潟新聞にあるから、それは四月はじめ頃のことと思われる。そのため、私は、四月五日現在の送検者の中に、彼は算入しない(本誌六七頁註34・参照)。
- (3) 清水の住所については、江村氏、竹内氏共に町名を示しておられない(江村論文六七頁、竹内論文・四七頁)。明治十六年六月一日、三日・新潟新聞の記事(証人として高田(召喚)によると、彼は新発田の人である。なお、明治十六年十月十一日・新潟新聞によると、同日一日に高田で開かれた越佐自由懇親会に、清水は山口健次郎(後註5・参照)と共に出席を拒否されているから、証人または容疑者として召喚された彼等は、他の関係者に何か不利な証言をしたのかも知れない。因みに、山口は、この十月に北辰自由党を脱党している(明治十六年十月十九日・新潟新聞)。
- (4) 富樫の住所については、江村氏、竹内氏共に村名を示しておられない(江村論文・六七頁、竹内論文・四七頁)。富樫は、岩船郡板屋沢村の人である(岩船郡山北町々役場の除籍謄本による)。
- (5) 永木氏の前掲新潟県政党史のあげている逮捕者中に、室岡の名がでて(旧版一一六頁、新版九六頁)。それがためか、江村氏も逮捕日を疑問とされているが(江村論文・六七頁)、その名をあげておられる。また、竹内氏のあげておられる逮捕者中にもその名がみられる(但し住所は松代村となつている。竹内論文・四六頁)。しかし、当時の新潟新聞には、その逮捕の記事はない。明治十七年二月十九日・新潟新聞には「仙納村室岡剛」が集会条例違反容疑で、高田支庁へ召喚されたとの記事がある。このことが、高田事件と混同されたのかも知れないが、なお疑問をのこしておく。
- (6) 竹内氏は、山口の名をあげておられない(竹内論文・四六頁—四七頁)。山口はあるいは証人として召喚されたのかも知れない(註3・参照)。
- (7) 竹内氏は、関矢の住所を野田村としておられる(竹内論文・四七頁)。しかし、野田村は関矢が逮捕された場所の上条義塾の所在地である。
- (8) 江村氏は大島の住所を「松島村」とし(江村論文・六七頁)、竹内氏は村名をあげておられない(竹内論文・四六頁)。当時、中頸城郡に、松島村という村名はないようである(前掲「地名索引」坤・二一五枚裏、松島の項参照)。明治十六年一月二十四日乃至二十七日・新潟新聞に「中頸城郡松橋村大島安治」の名で「生儀事故あり飲酒を禁す、辱知の諸彦自今此段を認めよ」という広告がでて、これにより私は大島の住所を松橋村と推定する。この松橋村は、現在、頸城村字松橋であり、私は同村役場に調査を依頼したが、大島安治は除籍簿中に見あたらない由、したがってなお疑問としておく。
- (9) 中村以下八名は、江村氏、竹内氏共に言及されていない。

かくして、四月十八日より十六名(後掲一覧表・本誌五七頁以下参照)に関する予審が開始されたが、予審判事は支庁長尾

崎判事自らそれに向つた。事件の重要性を考慮しての措置であらう。⁽⁴⁶⁾

そして予審は、赤井ら三名の件と、長谷川自白の件とに分けて進められたと思われる。

まず、赤井の件については、四月十八日、十九日の両日、尾崎判事の訊問に対して、赤井は前述の検事に対する陳述とは同様の答弁を行つた。その予審調書によると、赤井、風間、井上ら三名の「町田屋会合」は、「十五年十一月四日頃」であり、新潟へ出たのは同月九日で十六日まで同地に滞在⁽⁴⁷⁾、十九日に高田へ帰つてゐる。鈴木昌司、加藤勝弥、小柳卯三郎、今村知和らが、赤井らの企てを阻止したのは、彼等の新潟滞在中の出来事であつたわけである。この阻止勧告の状況について、鈴木昌司の予審における次のような陳述が残つてゐる。⁽⁴⁹⁾

十三日（明治十五年十一月——手塚註）午前八時頃 借業館ニ、自分及今村、赤井、井上、風間都合五人集合ノ上、自分ニ於テ、赤井景韶、井上平三郎、風間安太郎三人ニ対シ、如何ノ訳ニテ当地ニ来リタルヤト尋ネタルニ、東京ニ出ル積リナリト云フニ付、東京ニ出ルニ当地ヲ回リタルハ如何ノコトナルヤ、又東京ニ出ル主旨ハ如何ト尋ネタル処、暫ク東京ニ出テ遊フ積リナリト云ヒ居ルニ付、尚其主意ヲ聴キタル処、暫ク東京ニ遊学シ、政事形勢ヲ觀察シ、且ツ広ク人ニ交際セントノ主旨ナリト申シ、且其順路モ、新潟ヨリ奥羽ヲ巡回シ、而シテ出京スル積リナリト云ヒシ故、自分ニ於テ、決シテ左様ノコトノミニ非ラサルヘシ。足下等カ、今般高田ヲ脱走シタルトキモ大ニ疑フヘキ模様アリ。且ツ容易ナラサル挙動アリタル処等ヲ見レハ、決シテ今云フ如キ位ノ主旨ニ非ラサルヘシト責問シ、且ツ赤井景韶ノ如キハ、常ニ過激ニ巨ル言語ヲ為ス者ニテ、前般高田脱走ニ付テハ、今村致和カ壯年客氣暗殺等ノ話シモノ之レアリ、旁彼等東京ニ出ルト云フニ付テハ、兼テノ言論等ヲ視ルニ、暗殺等モ仕兼難シト思想ヲ起シ、東京行止ムヘク説論ニ及ヒタリ。又今村致和モ統テ種々ノ説論ヲ加ヘタルニ、赤井景韶ニ於テ、一旦ハ自分等カ言ヲ柔從不断ノ言ト抗敵スルニ付、吾党ノ本主義等懇々説論ニ及ヒタル処、終ニ帰郷スヘキコトニ決シ、尚ホ其節赤井景韶ニ於テ、自分等カ説論ノ了リニ当リ、悔悟ノ意ヲ表シタル言葉ニ、我々カ今東京ニ遊フト云ヒシハ、足下等ノ説論ニ服シ、大ニ悔悟シ、帰郷スヘキコトニ致シタル訳ニ之レアリト云ヘリ。依テ自分等ハ尚ホ一ニ將來ノコト、則君等本人ハ素ヨリ吾党全体ノコトニ関シ、又ハ社会ノ為メニ甚タ執ラサル処等、反覆戒メタル処、赤井景韶ハ勿論、井上平三郎、風間安太郎共ノ悔悟ノ意ヲ表シタル儀ニコレアリ候。

但右説論中ハ、赤井景韶一人ニテ答陳致、平三郎、安太郎ハ傍ニ黙止シ聞キ居タル義ニ候。

説諭時間ハ四時間許リ……又加藤勝弥ハ、新瀉出張中ニ付誘ヒ置キタル訳ナレバ、説諭ノ席ニ同坐セシヤト思考候ヘ共、何分其辺ノコト稔ト記憶致サス(句読点手塚、以下予審調書すべて同シ)。

さらにまた、井上平三郎の兄八木原繁社は、新瀉へ今村致和を差し向け、説得にあたらせたことにつき、これまたその五月十一日付調書において、次のように語っている⁽⁵⁰⁾。

右三人脱走ノコトヲ承リ、何レノ意ナルコトヲ知ラサレトモ、弟平三郎ハ老母アリ、兄アルモ、告ケスシテ卒然出京ノコトハ、甚タ恠シムヘキコト、且平常教戒ヲ加ヘ候得共、壮年客氣ノ言行儘有之候ニ付、甚タ心痛致シ、加フルニ景韶、安太郎兩人ハ自分等左ノ親密ノ者ニハ無之候得共、自由黨員ノコトニ付、捨テ置キ難クト存シ、今村致和ト相談ノ上果シテ東京へ罷越候ヤ、其踪跡探偵候処、新瀉へ回り夫レヨリ東京へ罷出候ヤニ承リ候ニ付、自分迎ヒトシテ罷越候ヤト思考候得共、反テ自分ヨリハ他人ヲ遣ハシ候方、平三郎其他ノ引戻シ方ニ都合宜敷ヤト存シ候ニ付、今村致和ハ自分親戚ニ付、相頼ミ新瀉迄差立テ申候。尤モ其前、鈴木昌司在新瀉ニ付、三人罷越候得ハ、引キ止メ置キ呉レ候様申遣シ置キ候処、果シテ三人共着港ノ趣、鈴木昌司ヨリ電信ニテ知ラセ呉レ候事ニ御座候。

これらの証言は、赤井ら三名が高田を出立、上京せんとしたのは、赤井が自白したごとく「大臣参議」を「不残斬ル」(本誌四一頁参照)という非常な決意にもとづき断行されたものであることを裏付けている。江村氏は、この赤井らの上京を「事實は単なる上京かも知れない⁽⁵¹⁾」と述べておられるが、私はそうは思わない。後ちに検挙者の一人岡崎直中が「今だから大きな声でも言へますが、当時、赤井と井上と風間の三人が、大臣を暗殺する決心だつた事はたしかです⁽⁵²⁾」と回顧しているごとく、赤井らの「町田屋一件」は、事実であつたものと、私は考える。ただ、後ちに風間と井上は高等法院において予審免訴になつたことからみると、この二人が赤井の決意の内容をどの程度まで知つていたかについては、なお疑問はある。

さらに、赤井の天誅組旨意書についてみれば、彼の検事への自由によると「自分寝処ノ内テ認メ試ミタル迄」のもので「平三郎等ニモ示サザレバ彼等ハ知ラザルナリ」(本誌四二頁参照)としているが、このことは、予審においても「此主意書ハ自分一己ノ草案ニシテ、平三郎、安太郎等へ一覽為致タルコトハ決シテ之レナク候⁽⁵³⁾」と、赤井が終始一貫して自分だけのメモにすぎないことを強調している点は、注意を要する。事実がそうであったのか、それとも赤井が、井上、風間に累をおよぼさないために、そのように述べたのか。もしも、井上、風間の検事調査、予審調査が残つておれば、その辺の事情も、かなり明らかになつたであろうが、いまは全くわからない。

次に、長谷川自白の一件は、検事の取調と同様に、予審においても、長谷川の手紙(本誌前々号一三頁以下参照)を中心に、彼に対する取調が進められた。彼の予審取調は、五月十九日、二十三日、三十一日の三回はすくなくとも行われた模様である。⁽⁵⁴⁾長谷川は四月六日に行われた検事の取調に当つては「伊藤参議ハ人民自由庄制スルノ主唱者」であるから「之ヲ斃シ云々」(後掲予審調査・本誌五〇頁参照)と、その陰謀の目的をはつきり自白していたが、予審の陳述では、逐次その内容が漠然としたものに変つたようである。すなわち五月三十一日の予審調査の内、彼がかねてから自白しつづけた陰謀の核心にあつたと思われる点を摘記すれば、次の通りである。⁽⁵⁵⁾

問 書翰(長谷川から大島宛手紙、本誌前々号一三頁以下参照——手塚註)中、此上ハ、八木原婦高ノ上、倍々計画ヲ充分シ、当地決死者ト大ニ為ス所アラント、決心罷在候、嗟呼自由ヲ買フニハ屍山血河ヲ為スニ非ラサレハ能ハサルコトハ、吾党ノ与論ナリトアルヤ、此決死者トハ何ソノ盟約ヲ為シタル者アルヤ、其盟約者ノ名簿等モ之レアルヤ……

答 名簿等ハ之レナク結盟ヲ為シタル者ハ、八木原兄弟即チ繁祉井上平三郎ナリ、又土肥善四郎ナリ。其他同主義ノ者モアレトモ未タ血ヲ欲リ盟約セシ義ニ之レナク候ヘハ、確ト申上ケ難ク、且ツ八木原兄弟土肥善四郎ニ於テモ、唯口約迄ニ付、確証ヲ以テ御答致シ難ク候。

問 書翰中、第二若クハ第三ノ革命党ト後世ノ誉ヲ行玉フ可シト、大島安治ニ勧誘シタル意如何。

答 安治ハ自分信友ニテ、且吾党ニ前日落胆致シタル者(事件前、大島が脱党したことを指すのであろう——手塚註)ニ付、自分等カ、右ノ事
 挙貫徹セサル場合、続イテ吾党ノ志ヲ彼等ニ達サセ度、自分信友ノ間柄ヲ以テ、斯クノ如ク勧誘シタル者ニ之アリ候。

問 書翰中、又迂生ハ八木原帰高后チハ、一ト先ツ飯山ノ鈴木ニ依リ、兄ニモ御承知ノ押嵐トカ云俠客ヲ説キ、吾党決死ノ仲間ニ引入ル
 、為メ八木原ト同行ス可キ云々トアリ、押嵐トカ云フ者ハ、兼テ交際ヲ厚フスル者ナルヤ、又八木原同行スルノ約ニ付テハ、紙面ノ取
 リ遣シ者モアルヤ……。

答 飯山ノ鈴木ハ懇親者ニ之レアリ、然レトモ押嵐ハ一面識モ之ナキ者ナリ。又八木原ト同行スヘキ約ハ、高岡ニテ談シタル迄ニテ、之
 レカ紙面等モ取遣リセシコトハ之レナキ候。但シ八木原ニ於テ此等ノ件ニ付、対決仰付ラレ候上、同人ニ於テ知ラサルト云ヘ、且ツ之
 レカ証ヲ示セト云フニ至リテハ、外ニ自分於テ証明スル者トテハ絶テ之ナク候。

問 明治十六年五月十九日(予審取調——手塚註)決死者トハ何ソ、結約ヲ為シタル者アリヤノ問ニ、名簿等ハ之レナク、結盟ヲ為シタル
 者ハ、八木原繁祉、井上平三郎、土肥善四郎ナリ。其他同主義の者モアレトモ、未タ血ヲ歎リ結盟セシ義ニ之レナクト申立シカ……八
 木原外二名トハ血ヲ歎リ血盟セシヤ……。

答 八木原外二名ト雖モ、血ヲ歎リ結盟セシコトハ之レナク、唯口談ヲ以テ結約セシ迄ナリ。右結約セシ所ハ、明治十六年三月九日、越
 中高岡旅籠町吉野屋名知ラサル旅店ニ於テ、結約セシ義ニ有之候。

問 右結盟セシ所ノ聞取り及其結盟セシトキノ時間等、詳細申立ツ可シ。

答 (前略)十日朝(明治十六年三月——手塚註)ニ至リ、午前八時頃、自分、八木原、井上、土肥ノ四人同席ニテ、自由ヲ買フニハ、屍山血
 河ヲ為スニ非サレハ、能ハサル者トシ、決死ノ結盟ヲ為シタリ。蓋屍山血河ヲ為ストハ、未タ時日ヲ期シタル訳ニハ之レナクモ、吾カ
 欲スル所ノ自由主義ヲ拡張スルニ、之レヲ拒ク族ヲ斬殺シ、以テ吾カ主義ヲ拡張スルト云フ意ニ之レアリ候。但シ自分等ノ主義ヲ拒ム
 族ヲ斬殺スル云々トスルモ、今自分等ノ主義ヲ拒ムノ族、現在セシコトニハ之レナク、自分等カ平日思想ヲ述ヘ互ニ斯ノ如ク約シタル
 モノナリ。

問 明治十六年四月六日(検事の取調——手塚註)、吾カ身ヲ犠牲ニ供シ云々、其目的トスル所ハ何レニアリヤノ檢察官ノ訊問ニ、伊藤參議
 ハ人民ノ自由ヲ庄制スルノ主唱者ト見認ルヲ以テ、先ツ之レヲ斃シ、尚ホ東京ニ在リテ、為ス所アルノ目的ナリト申立シカ、真ニ此事
 ヲ議シタルコトアルニ於テハ、其証ヲ具 可シ、熟考シテ申立テ可

答 一モ読跡之レナク、互ニ平日ノ思想ヲ述ヘタル事ヲ執リテ檢察官ニ御答致シタル義ニテ、且ツ同黨員互ニ平日ノ思想ヲ述ヘシコトニ付テハ、別ニ証明スルモノ之レナク、結局三月十六日書面ニ付キ檢察官ノ訊問ニ対シ、答陳セン迄ニテ、其実無根ノコトニ之レアリ候。

問 又其節、唯死ヲ共ニシテ伊藤參議ヲ斃サント約シタル迄ニテ云々、又唯政府ヲ顛覆ス可ク官吏ヲ除クヘシト議シタル迄ニテモ、手段方法ハ議セサルナリト申立シカ、此事ニ付キ、尚ホ熟考シテ申立ツ可シ。

答 矢張り前答ノ通りニ御座候。

前にも一言したごとく、長谷川は検事に対しては、伊藤參議云々と具体的に目的の人物の名をあげ、暗殺を密議した旨自白したにもかかわらず、この予審では、それは「其実無根」であつたとした。すなわち高岡での会合で行つた「決死ノ結盟」は、特定の人を「斬殺」する目的があつたわけではなく、ただ「平日」の「思想ヲ述ヘ」て誓ひ合つたにすぎないといふのである。正に泰山鳴動して風一匹の感がある。検事に対しては、自分をふくむ頸城自由黨員の間に内乱陰謀ありと仰々しい自白を行い、関係者の一斉検挙が行われるように仕向け、そして、その取調からなんらかの事件が暴露することを企て、予審の段階では自分の前言をひるがえして、自分の罪は完全に免がれるようにいいのがれをする——これが長谷川の最初からの謀略（実は堀檢事補の計画）であつたとすれば、それは目的の一部を達成したといえる。なぜならば、八木原他多数の黨員については、遂になんらの罪跡をもひきだせなかつたにしても、長谷川の自白とは直接に関係のない赤井ら三名の「町田屋一件」だけは、すくなくとも表面にうかびあがつたからである。

しかし、この長谷川の自白撤回をまたずして、予審判事側は、すでに早く彼の自白にもとづく事件の成立を、ほとんど断念していたものと思われる。というのは、五月はじめから中頃にかけて、予審に廻された大半の者を、後ちに述べるごとく保釈または責付によつて釈放しているからである。

先きに高田へ出張し、現地の檢察当局を實際に指揮したと思われる岡本検事長は、五月二十日ふたたび高田を訪ずれたが、翌月五日、大木司法卿宛に、次のように報告した。⁽⁵⁶⁾

一 翰拝呈仕候(中略) 扱先月廿日当地へ到着以來予審判事と十分協議ヲ遂ゲ可成丈緻密ニ日夜取調漸ク本日迄整頓致シ予審書類御高覽ニ奉供候間成丈ケ至急ニ御下命被下度幾重ニモ奉願候右書類へ成丈ケ緻密ニ付問々無益ニ涉リ候事も可有之相考御断申上置候又兼而御申附之長谷川三郎口供中取消云々尚ホ取糺候処反覆無常識ニ困入未タ十分之取消ハ出来不申候得共此上ハ予審判事モ詰問之仕様モ無之と被申候ニ付尚御下命奉仰候總テ重罪ハ勿論輕罪ニ係ル罪ト雖モ御下命被成下度乍恐一日早ク奉 望候小生モ右御下命迄ハ暫時御用閑ニ付最前巡廻御聞届之都合モ有之並県下各裁判所へ十日余り巡廻可仕心得ニ有之尚上申致シ置候頓首百拜

十六年六月五日

岡本 豊章

大木公閣下

この手紙によると、その頃すでに大半の予審決定書類がほとんどできあがり、大木司法卿へ送られ、指示を待つていたことがわかる。なお、この手紙の中にある「長谷川三郎口供中取消云々」の記述は、注意を要する。なにか、当局側に都合のわるい自供があり、大木司法卿がその取消を求めることを指示していたように思われるからである。長谷川が予審における供述で、高岡行の旅費は堀検事補から支給されたとはいわないで借用したと述べていること、あるいは、彼が堀検事補の密偵であることをほめかして名立の警察へ保護をもとめたとはいわないで、自ら出頭して言葉のゆきちがいから逮捕されたと述べていることは、⁽⁵⁷⁾最初の自白を取消し、当局側に当りさわりのない自供に変更したのかも知れない(本誌前々号二二頁註

14・参照)。

これより先き、五月一日、山際七司は新潟において逮捕され、西蒲原郡木場村の自宅は、高田から出張した福島警部らの家宅搜索をうけた。⁽⁵⁸⁾ 彼が逮捕された理由は、加藤勝弥と連名で鈴木昌司に送つた次の手紙によるものと思われる。⁽⁵⁹⁾

他見決而御無用之事

過般及御協議候大自由建白之件小柳氏之報スル所ニ依レハ足下云如斯政府ニ向ヒ道理上ノ請願建白ヲ為スハ可謂木ニ縁リテ魚ヲ求ムルカ如シト足下ノ言ナホ吾輩モ同感ナルハ勿論ナリト雖モ夫吾党今日ハ千軍万馬ノ中ニアルコト一般ニシテ各種ノ方略変通ヲ以テ目的ヲ達スルヲ計画ス可キ也豈表面ニ道理ノミニ固着シ變通ノ術ヲ知ラス測量家ガ地質ヲ量測スルト一般ナル順序ニ依ル者ナラン抑モ今回ノ建白タルヤ直接ノ功用ナキハ勿論ナレドモ間接ノ功益尤モ至大ニシテ全国ノ民心ヲ勃興シ政府ノ暴逆ヲ攻撃セシムルニ恰当ナル方略ヲ得ント欲スルナリ曩ニ上京中関東中国奥羽九州之各県ト協同シ將ニ倦マントスルノ民心ヲ激昂シ活潑ナル運動ヲ為スニハ第一民心ヲ感発スル行為ヲ施シ向後政府ノ暴逆ヲ鳴ラシ之ヲ攻撃スルノ得策タルヲ覚知シ各県悉ク十一月中ニ種々ノ請願建白ヲ為シ全国委員東京へ会同シ以テ吾党ノ一大運動ヲ試ル為メニテ則建白ハ名ニシテ其实ハ吾党ノ活動ヲ囃ルモノ也然レハ則足下モ亦異議ナク同盟アルコトヲ信ス前陳兼テ密告ス可キ所大ニ他聞ヲ恐ルルヲ以テ之ヲ告ケサルナリ足下吾党ノ活動ヲ速カナラシメント欲セハ建白ニ同盟シ大ニ地方ノ志士ヲ鼓動シ国家ノ志士ニ耻チサルノ行為セヨ時下秋涼霜白シ為邦家自愛セヨ

十一月二日

長岡旅亭ニ於テ

鈴木 昌司様

山際 七司
加藤 勝弥

三白 小柳氏へモ通話セル儀ニ付同氏ニ御伝言ナキ様希望ス 北越ニテ知リシモノハ生等ト八木原三名ノミ

この手紙は、十五年十一月三日、長岡で開かれた越佐自由懇親会の際、同会に出席していた山際、加藤⁽⁶¹⁾から鈴木へ送つたものである。この会の目的は、元老院への建白書（言論、集会、出版の三自由要求）の起草であり、鈴木は同会には欠席し

ていたから、山際らは手紙でその同意をもとめたものと思われる。ただそれだけの手紙であるが、「各種の方略変通ヲ以テ目的ヲ達ス」などと書かれていることから、猜疑心を以て読めば、表面の建白書提出の運動以外に、何か別の「方略」も準備中であるごとく理解できないこともない。なお、この手紙は、中川文書の中にふくまれているから、すでに早く四月はじめの頃までに（おそらく鈴木昌司宅の家宅搜索で発見されたであろう）、検事側の手に渡つていたと思われる。それにもかかわらず、山際が他の関係者より四十日もおかれて逮捕された事情を、私は次のように推測する。

検事側は、当初、もつばら長谷川の大島宛手紙に重点をおいて関係者の取調をすすめたが、前にもしばしば述べたごとく、予期したように取調は進展しなかつた。このことは、事件が予審に移つてからも変わらない。そこで予審判事は、この山際、加藤の手紙に注目、取調の頓挫を打解すべく山際を逮捕したのである。

後ちに山際は予審免訴になつてゐるから、時期はわからないが、検事は山際を起訴し、予審に移したことは確実である。前にも一言したが、五月中旬、山際、加藤、長谷川、赤井、風間、井上ら六名をのぞき、収監中の者十一名が、予審の処分未定のまま、保釈または責付により釈放されたが、この時点で、これらの人の予審免訴はほぼ予定されたものと思われる（本誌五七頁以下、一覽表参照）。赤井、風間、井上らは、有罪認定の見通しがたてられていたため、山際、加藤はなお取調続行の必要ありと判断されたため、釈放されなかつたのであろう。長谷川の場合は、なにしろ陰謀自白の張本人であるから、あるいは単独犯の疑いをかけられ、それが釈放されない原因であつたかも知れないし、あるいはまた彼がスパイであることを見カモフラージュするため、拘留をつづけたのかも知れない。

鈴木昌司だけは、さらに五月二十四日に再逮捕され、そして七月（日不詳）に釈放された。⁽⁶³⁾

このように関係者の過半数は、五月中頃までに釈放になつたが、その直後から、新潟新聞によると、それら一旦釈放された者をふくむ多数の人が、「集会条例第八條違反」の容疑で、身柄不拘束のまま、高田支庁検事の取調をうけたことがしば

しば報道されている。すなわち、五月二十九日以降七月三日までの同新聞の記事に、召喚された者として今村知和、鈴木昌司、堀川信一郎、江村正英、加藤貞盟、樋口享太、原田種美、笠松立太、宇梶利近、藤野高明、小島周治などの名がみえている。⁽⁶⁵⁾とくに、六月三日・同新聞は「其他頸城自由党員は、多く集会条例違反のかどを以て召喚せられしやの説あり」と述べ、さらに多数の党員が召喚された事実を仄示している。後に多数の関係者がこの一件で予審免許になつてゐるから、時期はわからないが、検事が多量（後に予審免許になつた人員からみると、二十六名）に起訴し予審へ廻したことは確實である。しかし、新聞報道では、ただ集会条例第八條違反というのみで、その内容を伝えた記事はみあたらない。この集会条例第八條というのは、次の規定である。

政治ニ関スル事項ヲ講談論議スル為メ其旨趣ヲ広告シ又ハ委員若クハ文書ヲ発シテ公衆ヲ誘導シ又ハ支社ヲ置キ若クハ他ノ社ト連絡通信スルコトヲ得ス

これに違反した場合、その第十五條で「会主会長及ヒ社長幹事ハ五円以上五拾円以下ノ罰金若クハ一月以上一年以下ノ禁獄」「此事ニ関スル者モ亦同罪」とされている。

第八條前段容疑とすれば、検事が頸城自由党に、なにか「広告」または「文書」による「公衆」の「誘導」の事実ありとしたものと思われるし、またその後段容疑とすれば、頸城自由党の組織を問題にしたと思われる。例えば、頸城自由党は、十四年十二月の結成の時から、本部を高田におき、甲部（西頸城郡糸魚川町）、乙部（中頸城郡高田町）、丙部（中頸城郡湯町）、丁部（東頸城郡仁上村）の四地区にそれぞれ地区本部を設けたというから、⁽⁶⁵⁾この地区本部を、検事は「支社」の設置と認定したのかも知れない。「公衆」の「誘導」を問題にしても、幹部の責任しか追及できないが、組織を問題にすれば、多数の党員を処罰の対象にできるから、検事は、おそらく第八條後段を、頸城自由党の組織に適用したものであるが、確実な資料の発見されるまで、疑問をのこしおく。

この集会条例違反の一件は、これまでの高田事件研究においてほとんど言及されていないが、当該事件の一部とみていい。内乱陰謀容疑の予審終結前、関係者の多数が釈放されたことにより、それらの人々が予審免訴になることを予期したであろう検事側は、この失点を挽回せんがため、さらに頸城自由党の多数を一網打尽にする方策を考え、苦心の一策として集会条例違反の一件をもちだしたものと思われるからである。

五月以降も、事件の取調は継続して行われた。例えば、八木原は五月二十三日に召喚されて長谷川についての取調をうけ、小柳卯三郎は六月はじめ高田へ召喚、山際関係の証人として取調をうけ、また、その頃、清水中四郎も高田へ呼ばれて長谷川の証人として取調をうけている。⁽⁶⁶⁾ さらに同じ頃、加藤貞盟、森山信一も八木原(後ちに述べる不敬罪事件)の証人として召喚されている。⁽⁶⁹⁾

取監がつづいている六名については、もちろんその後も取調が行われていた模様で、七月一日・新潟新聞は「高田へ拘留中の同党員六名は、今に何等の処分もなき故、如何あらんと思ひしに、矢張り日高田裁判支庁へ召喚され、糾問を受け居らるるよし」と報じ、さらに八月十一日・同新聞は「聞く所には、拘留人六名は、更る／＼尋問を受け居らるるよしにて、殊に集会条例違反事件に付ては、未だ予審終結に至らざる趣」と伝えている。

前に掲げた六月五日付岡本検事長の手紙によると、予審終結は間近いようにもうけとられるが、実際にはなかなか涉らず、ようやく八月十八日に至り、一応大部分の被告に対する予審が終結した。高等法院へ移送の者三名、国事犯関係は予審免訴であるが、余罪の不敬罪と銃砲取締規則違反で、高田支庁の公判へ廻された者一名、国事犯と不敬罪の予審免訴の者二名⁽⁷⁰⁾、国事犯の予審免訴の者七名(不確実な者一名をふくむ)、予審の処分保留のまま責付となつた者三名である。前に述べた集会条例違反の件は、この時点ではまだ予審が終つていない。

次にこれらの者の一覧表を掲げておく。⁽⁷¹⁾

前註

- (1) 前掲一覽表の前註(1)乃至(5)・本誌四四頁参照。
 (2) 保釈は、被告人の請求により、予審判事が保釈金を取めさせて、収監を解くことである(治罪法第二二〇条乃至二二八条)。
 (3) 責付は、予審判事が、被告人の請求の有無にかかわらず、検事の意見を聞き、被告人の勾留、収監を解き、「親屬」「故旧」に預けることである(治罪法第二一九条)。

住所	氏名	逮捕日	釈放日	備考
中頸城郡小猿屋村	笠松立太	三月二十日(新・ ³ ・ ²⁴)	五月十六日(新・ ⁵ ・ ¹⁹) 責付	八月十八日・予審免訴(国事犯)(新・ ⁸ ・ ²¹)
同 高田五分一町	森山信一	同 前	五月十九日(新・ ⁵ ・ ²³) 責付	同 前
同 高田五分一四町	小林福宗	同 前	同 前 保釈	八月十八日・予審免訴(国事犯と不敬罪)註 ¹
同 高田裏川原町	八木原繁社	同 前	同 前	八月十八日・予審免訴(国事犯)。別に不敬罪と銃砲取締規則違反で公判に付せらる。註 ²
同 高田川原町	今村致和	同 前	五月十六日(新・ ⁵ ・ ¹⁹) 責付	八月十八日・予審免訴(国事犯)(新・ ⁸ ・ ²¹)
同 今曾根村	堀川信一郎	三月二十一日(新・ ³ ・ ²³) 於新潟	同 前	同 前
同 代石村	鈴木昌司	三月二十一日(新・ ³ ・ ²³) 於新潟 五月二十四日註 ³	五月十九日(新・ ⁵ ・ ²³) 保釈	八月十八日・予審免訴(国事犯と不敬罪)
同 荒戸河沢村	江村正英	三月二十一日(新・ ³ ・ ²³) 於新潟	五月十六日(新・ ⁵ ・ ¹⁹) 責付	八月十八日・予審免訴(国事犯)(新・ ⁸ ・ ²¹)
同 前	江村正綱	不詳(新・ ³ ・ ³¹)	同 前	同 前

同 柿崎村註5	清野 迂策 註6	三月三十日 (新・海1) 於高田	五月十四日 (新・海20)	同 前
同 馬屋村	風間 安太郎	三月二十日 (新・海24)		八月十八日・高等法院へ移送 (新・海21)
同 高田木築町	赤木 景韶	同 前		同 前
同 高田裏川原町 八木原宅	井上 平三郎	三月二十一日 (新・海10) 於金沢		同 前
同 城腰村註7	長谷川 三郎	三月十九日? 註8	八月十六日 (新・海21) 責付	八月十八日・予審決定保留
岩船郡 板屋沢村	加藤 勝弥	三月二十一日 (新・海10) 於金沢	八月十六日 (新・海19) 責付	同 前
西蒲原郡 木場村	山際 七司	五月一日 (新・海3) 於新潟	同 前	同 前
中頸城郡 代石村	高島 疎健	四月二日 (新・海24)	五月五日 (新・海12) 責付	鈴木昌司宛の手紙の件で拘引されたと報道された が(4・24・新潟)新潟、予審免訴の報道がない。したが つて、責付後、不起訴になったのか不明である。起訴され て予審免訴になったのか不明である。

後註

- (1) 本誌七一頁・註70・参照。
- (2) 本誌七四頁・註81・参照。
- (3) (4) 鈴木再逮捕日、釈放日、保釈か責付かの点は、本誌七〇頁・註63・参照。
- (5) 清野の住所を、江村氏は「柿崎町」とし(江村論文・六七頁)、竹内氏は「柿崎村」としておられる(竹内論文・四六頁)。これは後者が正しい。柿崎村が町制を施したのは、昭和九年一月一日である(前掲新潟県百年史・下巻・六一九頁)。
- (6) 清野は逮捕当時「俵野字作」と誤報されている(明治十六年四月一日・新潟新聞)。
- (7) 江村氏、竹内氏共に長谷川の住所を「高田町寄留」とされているが(江村論文・六七頁、竹内論文・四六頁)、私は告発書の住所に従い、城腰村とした(本誌前々号・三四頁・註3・参照)。
- (8) 長谷川の逮捕日については、本誌前々号一五頁参照。

八月二十二日・新潟新聞はその社説に「高田事件予審終結」を掲げ、多数の免訴者をだしたことに ついて、

余輩ハ愛ニ：一事ノ問フヘキモノアリ、今回ノ高田事變ハ我国家人民ノ為メニ、利益アル出来事ナリシヤ、将タ不利益ナル出来事ナリシヤ 此事變カ民心ニ与ヘタル感觸ハ如何ナル乎ヲ問フニ、為メニ安寧ヲ鞏固ナラシメタル乎、抑人民ノ感觸ヲ傷害シテ施政ノ難事ヲ増シタルコトハナキ乎、将タ政府ノ威信ハ之ニ依テ益々重キヲ加ヘタル乎、或ハ之カ為メニ国財ヲ費スコト尠ナカラザリシ乎、是等數項ノ疑問ヲ考案シテ、其得失ヲ比較センニ、余輩或ハ恐ル、結局同事變ハ不幸ナル出来事ニテアリシトノ答ヲ聞クアラシコトヲ。若シ果シテ国家人民ノ為メニ不利益ナル出来事ナリトセン乎、更ニ一步進メテ、此ノ不幸ノ起リタル顛末ヲ問ハサル可ラス。蓋シ事情ノ実ニ已ム可ラサルモノアリテ遂ニ此ニ至リタルコトナルヘント雖トモ、世人或ハ疑テ此点ニ容ル、モノナキヲ保セス。暫ク附記シテ教ヲ大方ニ乞ハント欲ス。

と、批判的一石を投じている。

後ちに高等法院法廷において(十二月十一日)、赤井は、高田支庁の予審調書について「掛官上京し帰県するや否直に終結せしに付、上書せんとせしも、或者の爲めに止められたるに付云々」と述べているが、これは予審決定に対して故障申立を行つ積りが、誰から止められたというのであろう。⁽⁷⁴⁾

かくして高等法院への移送が決定した井上、赤井、風間は、高田警察署の谷山警部補らに引率されて八月二十三日に高田を出立、東京へ護送された。⁽⁷⁵⁾ 責付となつた山際、加藤は、同月末、責付中帰村の許可をうけそれぞれ自宅へ帰り、長谷川は九月四日、高田から上京した。⁽⁷⁷⁾ その後、山際、加藤は十一月末、高田支庁の召喚で高田へ戻り、ふたたび三週間だけ帰村が許され、その後は高田にて「仮住い」を命ぜられた。⁽⁷⁸⁾ また長谷川も同じ頃、高田支庁に召喚され、その後は高田に滞在を命ぜられたようである。⁽⁸⁰⁾

高田支庁の公判に廻された八木原の裁判の経緯については、すでに私が別の機会に詳述したので、⁽⁸⁷⁾ここでは省略する。そのほか、高田事件関係の自宅搜索で、銃砲の不法所持が発見された笠松、横山⁽⁸⁸⁾の二名については、八月末から取調が開始され、⁽⁸³⁾横山は十月十五日、高田軽罪裁判所で罰金三円の宣告(刑法第一六〇条一五七条違反)をうけたが、これを不服として上告、翌十七年五月十四日、大審院はそれを棄却、刑が確定した。⁽⁸⁴⁾笠松は八月末に検事の取調をうけているにもかかわらず、⁽⁸⁵⁾その予審はようやく翌年二月はじめに行われ、同月十六日、罰金二円が宣告された。⁽⁸⁶⁾彼は上告せず、そのまま服罪したようである。

さて、高等法院へ廻された赤井、井上、風間らの審理は、まず九月五日、高等法院予審事務が開始され、四名の大審院書記が、それに当つた。⁽⁸⁷⁾そして同月十一日より予審が開始された。⁽⁸⁸⁾予審判事は、大審院判事巖谷竜一、兵頭正懿の二名である。⁽⁸⁹⁾風間の予審は、巖谷判事の担当で八回、井上のそれは兵頭判事の担当で十六回、⁽⁹⁰⁾赤井のそれは正確な回数不明であるが、⁽⁹¹⁾両判事の担当ですくなくも十二回は行われたようである。

予審において、赤井は、はじめ高田での自白を否認したようであるが、九月二十五日の第四回予審調べに至り、それまでの自供を変更して⁽⁹²⁾

昨日迄ノ申立ハ卑劣心ヨリ刑ヲ逃レン為メ事実ヲ包蔵シテ、高田支庁予審調書ノ変更ヲ申立タリ。退テ考フレハ到底事実ヲ包蔵シ能ハサルヘキヲ發明シタリ。則高田支庁予審掛ニ施テノ申立テハ、事実ニ相違無之候

と、ふたたび高田での自白を肯定した。

さらに、十一月五日の第十二回予審調べでも「自分ニ於テハ東京ニ出テ直チニ天誅ヲモスル様ナ精神ニテアリタリ」と、

その自白をつづけたが、ただ井上、風間との関係については、「井上、風間ニハ何レノ処ニテ、其方ノ精神通、議決スル積リナリシカ」との問に対して「東京ニ出テ議決スル積ニ有之タリ」と答え、高田においては、彼が自己の心奥を打ち合け、三人で謀議した事実はなかつたと述べている。⁽⁹³⁾

十一月十四日、予審は一切終結した。⁽⁹⁴⁾ 赤井のみ高等法院の公判に附せられ、風間、井上の兩名は予審免訴になつたのである。⁽⁹⁵⁾ 風間と井上については、高田の場合と同様に、予審調書、予審終結言渡書が全く残っていないので、彼等がどのような陳述を行い、またどのような理由で免訴になつたのか、詳しいことは全く不明であるが、要するに赤井の決意の「深奥」を彼等は知らなかつたと認定されたためであらう。⁽⁹⁶⁾

同月十六日、高等法院檢察官検事渡辺驥から高等法院裁判長玉乃世履宛の赤井に関する内乱予備の公訴状が提出された。かくして、同月二十日、玉乃裁判長の公判前の「下調」⁽⁹⁷⁾が行われた。この取調で裁判長が赤井に対し、公訴状についての「弁解」を求めたところ、赤井は、

公訴状ヲ熟聞スルニ、決心ノ深奥ハ井上、風間ニ話ササル旨掲載セラレタルニ付、此事ヲ弁解為サントス……同人等トハ親密ノ交際故ニ、自分ノ思居シ事柄ハ悉ク相語リタルモ、当時各省卿以上ヲ斬殺スルノ決心ナキコトナレバ、語ルベキ管ナシ。其高田ニ在ル時、鈴木昌司、今村知和ニ面会教戒ヲ受ケシ時モ、各省ノ卿以上ヲ斬殺スルト云フヲ談セシコトナキヲ以テ視ルモ、当時ニ於テ其思想ナキコト明瞭ナリ。……本院予審ニ於テモ、曾テ高田ニ在テ……檢察官ノ取調ニ係リ、各省ノ卿以上ヲ斬殺スル者ヲ以テ訊問ニ及バレ、遂ニ事理錯雜スル場合ニ至リ、有ルコトモ無キコトモ、其問ニ從ヒ陳述シ置キタルヲ以テ、尚本院予審ニ取調ラレタルニ付、右ノ如ク万感囑集ノ折柄、曾テ高田ニ於テハ各省卿以上ヲ斬殺スルト申述ベタルモ、此ノ事實ニアラザルナリト答弁セリ。然シトモ尚本院予審ニ於テハ自分カ精神ナルヘントノ推問ヲ受ケ、夫ハ事實ニアラサレトモ、高田ニ在リテ取調上無拠自分カ精神ノ如ク申立タル者ナリト答ヘタリ

と述べ、またまた高田および高等法院予審における自由を全面的にくつがえす陳述を行つた。また、天誅党旨意書については、

天誅党旨意書ヲ以テ、被告事件ノ証拠ト取調ラレタレトモ、這ハ是迄モ数回申シ述ヘ置ク処ナルガ、自分ハ或夜色々ノ感慨起リ、政事上ノ事ニ及ビタルヲ以テ、深キ思索モナク徒ラニ書キ試ミタル迄ノ反古ニシテ、証拠トナルベキモノアラズ。是ハ曾テ高田警察官ニ於テ自分ヲ逮捕ノ後ニ、家宅搜索セラレシ際発見セラレタルモノナルモ、自分ガ決心ノ上、思想ヲ写シ出シタルガ如キモノニ無之、故ニ証拠トナルベキ理由ハ毫モナキモノト信ズルナリ

と述べている。⁽⁹⁸⁾

高等法院の公判は、十二月十一日、十二日、十三日、十四日の四日間行われた。裁判長は玉乃世履(大審院長)、陪席裁判官は河田景興、林友幸、渡辺清⁽⁹⁹⁾(以上元老院議員)、岡内重俊、関義臣、武久昌孚(以上大審院判事)、立会檢察官は渡辺驥(大審院檢察長)、武内維積、堀田正忠、澄川拙三(以上大審院検事)、弁護人は武藤直中であつた。

この公判廷で、赤井は、前に述べた下調べの場合と同様に、犯罪事実を否認、武藤弁護人も、この立場を弁護し、次のごとく述べている。⁽¹⁰⁰⁾

東京ニ出デ真ニ陛下ノ思召ヲ擁蔽スル者アルヤ否ヤヲ親シク實際ニ伺ハント思ヒ立チ新瀉ニ至リシモ、当地ニハ自分ヨリモ老成家アリケレバ、遂ニ彼等ノ説論ニ服シテ再ヒ郷里ニ帰り、他ヨリ護身ノ為メニ借り得タル短銃杯ヲモ返却シ、学校ニ通ヒ懇親会ニ出ル杯、全く悔悟ノ実ヲ顯セリ。若シ被告ヲシテ、最初ヨリ諸省卿以上ヲ斬殺セントテ出京スルモノナラシメバ、日頃親密ノ交際アル井上、風間ニ相談セザル管ナク、其斬殺セント思フハ誰タトノ取極メモアルベシ。然ルヲ此事モナク、又当天皇陛下ノ思召ヲ擁蔽スル人々モナケレバ、到底被告ノ犯罪ヲ証スベキ者ナシ。(中略)

被告ヲシテ仮リニ天誅党旨意書ヲ以テ実用ニ供スル見込ナラバ、新潟へ至ル節、清書テモ致シ持居ルベキ筈ナリ。然ルヲ其事モ無キ被告ノ所為ハ犯罪トナルモノニ非ス。

これに対して、検察官側は、前に述べた四月十五日・高田の検事調書、四月十八日、十九日・高田の予審調書、九月十四日、十一月五日・高等法院予審調書などを根拠として「被告ハ諸省卿以上ヲ斬殺スルノ心ヲ懷キ、引続テ人ヲ募リ、其目的ヲ決行セントシタル事ハ、事実ノ符合ニ由テ知ルベキナリ……調書ハ被告ノ自由ニ陳述シタル者ニシテ、其ノ之ヲ読下スレバ、被告ガ人ヲ謀殺セントシタルノ証跡ハ判然ナリトス」とし、犯罪事実の成立を主張、それに刑法第一二五条一項の内乱予備罪を適用し、無期流刑を求刑したのである。⁽¹⁰⁾

十二月十七日、判決の宣告が行われた。それは検察官側の主張を全面的にみとめたものであり、ただ酌量減刑が行われ、検察官の求刑より「二等ヲ減」じて、重禁獄九年の刑が言渡された。高等法院の判決には原則として「上訴」が許されないで(治罪法第八九条)、赤井はそれに服罪、石川島監獄に収容されたのである。

一方、高田においては、十六年中には遂に山際ら三名の内乱陰謀予備についての予審は終結せず、また多数の頸城自由黨員に対する集会条例違反のそれも、また同様であつた。

十七年二月二十一日、集会条例違反事件の予審だけがようやく終結した。同月二十七日・新潟新聞は、その一件を次のごとく報じている。

兼て集会条例の嫌疑により高田裁判所支庁予審廷に於て、取調になりし旧頸城自由黨員鈴木昌司、堀川信一郎、江村正英、小島周治、小林福宗、風間安太郎、長谷川三郎、土肥善四郎、原田種美、古川隆爾、前島成秀、大滝成秀、大滝文一郎、坂口寛平、宮沢喜文治、八木原繁祉、井上平三郎、加藤貞盟、赤井景韶、上田良平、小山宗四郎、岡崎直中、横山環、森山信一、今村致和、樋口享太、笠松立太の

二十六氏は、孰れも去二十一日、免訴され、翌々日其宣告書を夫々へ送達されたりと

ここに「二十六氏」とあるが、氏名は二十七名ある。一名の誤記があるとする、「大滝成秀」かも知れない⁽¹⁰⁵⁾。それらは、数名をのぞき、ほとんど高田事件関係者である。これら頸城自由党員を、予審において遂に有罪にまで追いこめなかつたのは、検察側にとつては、再度にわたる大きな黒星であつたといえよう。

それから約三カ月を経た五月八日、山際、加藤、長谷川に対する予審もようやく終結、いずれも免訴の言渡をうけた⁽¹⁰⁶⁾。山際、加藤は同月十三日から十八日まで、新潟新聞に次のような広告を掲載、晴天白日の身になつたことを、一般に告げている。

広告

生等客歳五月己来内乱陰謀嫌疑の爲め鎮窓に呻吟する十余旬の後責付せられしに本月八日犯罪の証憑不十分なるを以て免訴の言渡しありたり此旨海内の諸彦に報ず

十七年五月

加藤 勝弥
山際 七司

かくして、高田支庁の高田国事犯事件関係の審理は、事件発生以来一年二カ月を経て一切終了したのである。

なお、本稿のはしがきで一言したごとく、石川島監獄に服役中の赤井が脱獄⁽¹⁰⁴⁾、殺人を犯し、逮捕の後ち死刑を宣告され、刑が執行されたことは、高田事件関係の諸文献に詳しく述べられていることとて、ここではその考察を省略する⁽¹⁰⁶⁾。

(1)(2) この検事調書は、前掲中川文書にふくまれている写しによる。

(3) 前掲新潟県警察史・六〇頁。

(4) 明治十六年末の高田署の正確な署員数は警部三名、警部補八名、巡查九二名である(前掲書・六一頁)。しかし、これには、同年九月、同署に合併された糸川川、安塚両署の署員数がふくまれている。十九年九月にふたたび独立したこの両署の署員合計数は、明治二十年末現在で四三名である(前掲書・一四一頁)。当時、警察官の数は、逐年増加の傾向にあつたから、それも考慮して推測すると、明治十六年三月当時、高田署の員数は大体六十名前後で、五分署の配置をのぞくと、本署話の人員は、四十名程であつたと思われるから、本文に述べた越佐毎日新聞の報道は、ほぼ正確とみている。

(5) 明治十六年三月二十一日、三月二十四日・新潟新聞。新潟地方の文獻では、「十六年の三月、高田城跡の桜もほころびようというとき、武装した数百人の警官の靴音で、高田の街の人たちは、のどかな朝の夢を破られた」(「新潟の百年」・昭和四十三年・一七頁)などと書かれたものもあるが、警察官の数は誇張も甚しい。

(6) 明治十六年三月二十五日・新潟新聞。

(7) 明治十六年三月二十三日・新潟新聞。

(8) 明治十六年四月二十八日・新潟新聞。そのほか、警部吉園祐恒、奥野正次も一時、高田署へ増援に赴いている(明治十六年四月十一日、十二日・新潟新聞)。

(9) 明治十六年三月三十日、三十一日、四月十日、十二日・新潟新聞。

(10) 明治十六年頃の新潟県下の各警察署においては、警部は原則として署長だけである。また分署の長は、警部、警部補もしくは巡查である。なお、長谷川を告発した武田成物看守長は、兼任警部であるから(本誌前々号・三頁参照)、高田署に所属していたかとも思われるが、その場合にも専任者ではない。

(11) 明治四年、高田府古町の旧藩牢舎が、高田監獄となり、明治十六年に新中殿町へ移転したと述べた文獻もあるが、「日本監獄教誨史」上巻、昭和二年・八二四頁、旧版「高田市史」大正三年・二五三頁、新潟大学教授中村辛一氏が、高田市役所の更生園によつて調査された結果にもとづいての御教示によると、府古町より新中殿町へ移り、十六年にさらに中殿町通に移転したのである。中村教授の学恩を謝す。なお、十六年当時の名称は高田監獄支署である。

(12) 中殿町通の新舎屋は、同年七月十四日に開署した(明治十六年七月十四日・新潟新聞)。

(13) 「拘留前後の光景」・明治四十二年三月二十日・高田新聞、明治十六年五月十五日・新潟新聞。なお、警察本署から派遣の丹羽警部が、この仮監の「取締」を務め、監獄本署から看守三名が派遣された(明治十六年四月十二日・新潟新聞)。

(14) 明治十六年三月二十五日、同月二十八日、四月二十二日・新潟新聞。なお、市の橋の裁判所もせまかつたので、善導寺を借りうけ、一時検事局分室として使用した(明治十六年四月八日・新潟新聞)。

(15) 明治十六年三月三十一日・新潟新聞。

(16) 明治十六年四月八日・新潟新聞。

- (17) 明治十六年四月八日、十四日、二十五日、五月九日・新潟新聞。
- (18) 明治十六年四月十二日、二十五日、二十八日・新潟新聞。
- (19) 明治十六年四月一日、七日・新潟新聞。
- (20) 明治十六年三月二十七日、二十九日・新潟新聞。
- (21) 明治十六年三月二十七日、四月五日・新潟新聞。これらの記事は、すべて東京出発の報道であり、高田へ到着の記事がみあたらないので、一応疑問としておく。
- (22) 前掲自由党史・中巻・二七五頁、二七六頁。
- (23) 江村・前掲國事犯高田事件・史潮第八四、八五合併号・六六頁——六七頁。
- (24) 竹内・前掲高田事件の顛末・頸城文化第十二号・四五頁——四七頁。
- (25) 前掲高田國事犯事件の真相(五)・昭和四年六月二十二日・高田新聞。なお、関係者の一人である加藤勝弥の談話では「入獄者は三十二名也」と述べている(守玄生・前掲北越民権史(六十一)・大正八年五月二十八日・新潟毎日新聞)。
- (26) 前掲頸城自由党疑獄の原因に就て・明治四十二年三月二十日・新高田。
- (27) 森山信一は、明治三十九年五月六日に死亡しているが(上越市役所の除籍謄本による)、小林福宗は、明治四十五年五月一日、二日・高田新聞に「三十年紀念所感」を書いているから、明治四十二年当時まだ生存中であつたことがわかる。小林の死亡年月を、私はまだ確認しえない。
- (28) 前掲高田國事犯事件の思ひ出(2)・岡崎直中談・昭和四年六月二十九日・高田新聞。
- (29) この田中賢道は、熊本相愛社員であるが、彼が、事件関係者として取調をうけたかどうかは、全く不明である。
- (30) 岡本豊章は、佐賀藩士で天保七年出生。明治七年頃、明法大属に任官して司法省に入り、その後大審院大属(明治八年九月「官員録」・一〇七枚表)、一級判事補を経て、十年、検事に転じ、十二年一月には大審院検事に在職(明治十二年一月「官員録」・一三四枚表)、さらに司法省少書記官、大審院検事(明治十四年八月「官員録」・一六一枚表)を経て十四年十一月十二日、東京控訴裁判所検事長へ栄進、十七年二月二十一日まで在職(前掲司法沿革誌・五八九頁)、その後同裁判所判事に転じ、同年十二月に非職となり、二十年六月十七日、五十二歳で逝去した(とくに註記したものをのぞき「國民過去帳・明治之巻」・二四二頁——二四三頁による)。
- (31) この手紙は、戦前、大木家文書の中に保管されていたが、現在は亡失し、現物は存在しない。しかし、戦前、衆議院の憲政史編纂会が筆写本を作成、それが現在、国会図書館の憲政資料室に所蔵されている。
- (32) 治罪法によると、勾引状を執行した場合の留置期間は二日間(第二二二条)、勾留状を執行した場合は十日間、さらに例外の場合に十日間を延長(第一二七条)、合計二十一日間が、勾留の限度である。それ以上は、収監状に切り換えるのである。したがって、高田事件の場合、検事局は拘留期限の切れる四月十日を以て、起訴、不起訴の目標としたのであろう。なお、註40・参照。
- (33) 四月九日を以て、検事の取調は終了したという新聞報道があるのは(例えば明治十六年四月十日、十一日、十一日・新潟新聞)、検事局内部の予定

が、世間にも洩れたのであろうか。

(34) 四月五日までの送検者二十六名の氏名は、次の通りと思われる(なお、本誌四四頁以下および五七頁以下一覽表参照)。

笠松立太、森山信一、小林福宗、八木原繁祉、今村知和、堀川信一郎、鈴木昌司、江村正英、江村正綱、小島周治、宮沢喜文治、加藤貞親、岡崎直中、上田良平、土肥善四郎、樋口亨太、古川隆爾、鈴木貞司、坂口寛平、清野迂策、風間安太郎、赤井景韶、井上平三郎、長谷川三郎、加藤勝弥、横山環。

(35) 前掲頸城自由党疑獄の原因に就て・明治四十二年三月二十日・新高田。

(36) 註31に同じ。

(37) 江村氏の文章は「永山県令の処置は、無論この犯人に好意的であつた。政府の内命があつたか否かという問題は有効な説問ではないだろう。三島通庸の放言に見られるように、自由党撲滅は明治政府の意志であり、権力の末端部は自己の出世を籠めて、それに懸命に奉仕していたのだから。」(江村・前掲国事犯高田事件・史潮第八四、八五合併号・六三頁)となつてゐる。しかし、これでは私が圈点を附した部分と、その後の部分の論旨が矛盾するよう思われる。「好意的」という語が、誤つて使用されたのか、あるいは印刷の誤植かとも考えられるが、疑問としておく。

(38) 明治十四年十一月二十六日・太政官達第九八号で警部長の制度が設けられ、その職務権限に「国事警察ニ付テハ直チニ内務卿ノ命令ヲ奉シ又ハ直チニ其事情ヲ具状スルコトアルヘシ」とある。

(39) 明治十六年四月十二日、十七日、十九日、二十日・新潟新聞。

(40) 事件発生以来、新潟新聞は、しばしば社説において、それを採りあげている。まず三月二十三日の「聞高田変報」においては「今仮令ヒ国事犯ノ罪跡アリトスルモ、何程ノ事カアル。彼輩ハ唯外面ニ勇壯ノ血氣ヲ装フト雖モ剛毅敢為ノ内勇ニ乏ケレハ、彼ノ世人ノ笑柄ト為リタル福島自由党ノ一ノ舞ヲ為スダニ覚束ナキコトナラン」と、自由党を嘲笑するような論説を掲げていたが、四月以降の論説は、逐次、事件の内容に疑いの目をむけはじめた。すなわち、四月三日の「再高田事変ヲ論ス」では、「少数ノ人員ニシテ兵器彈藥ノ貯ヘモナク、政府ニ向テ一攻撃ヲ試ソナト、突ニ三尺童子ノ戯事ニ均ク笑止千万ノ至リナリキ。然レトモ情テ之ヲ推考スレハ、余ハ尚ホ少ク疑ヒナキアラス」と、「余ハ当局者ニ向ヒ、謹慎ノ鄭重ト明察トヲ以テ、其罪跡ノ性質如何ヲ判断セラレンコソ、最モ希望シテ措カサル所ナリ」と述べ、さらに四月八日の「中頸城郡人ノ不幸ヲ弔ス」では、逮捕された三人の県會議員(鈴木昌司、江村正英、堀川信一郎)を保釈して県会へ出席させることを要望、四月十日の「高田ノ獄」では、「当局者ニ証拠物アリトスルモ、警官モ更ニ其罪跡ヲ知ラスト言カ如キ、蓋シ其証跡ハ最モ注意ヲ尽シタルモノニアラザルベシ」。「幾多人ヲ捕縛シテ此悪名ヲ負ハシムル如キ、当局者其人ニ向テ、世人或ハ輕率ノ謗リヲ為スヲ謀ルヘカラス」とし、つづいて翌十一日の「国事犯ヲ論ス」では「国事犯ノ罪ヲ定ル所以ハ、畢竟犯者ノ思想ニ非シテ其所業ト目的ニアリ……若シ頸城自由党ノ言行不穩当ニシテ、激論ヲ為シ当局者ノ嫌疑ヲ受ルモ、更ニ確乎タル証跡、事アルニアラスンハ、当局者ハ重ニ犯者ノ思想ニ依テ此処分ニ及ヒタル者ト謂ハサルヲ得ズ」と、不十分な証拠による逮捕をつよく非難した。

さらに四月十八日の「檢察官ノ行為ヲ疑フ」では、犯人の勾引、勾置は、治罪法において二十二日間を限度としてゐるにもかゝらざ(註32・参照)、「高田ノ獄ニ在リテハ業既ニ幾多ノ時日ヲ費シ、現ニ其日限ヲ超過シタルニ尚ホ檢察官ノ手ニ在」るは、「抑モ何等ノ事カ、如此變則法ハ当局者カ決シテ

執行スヘカラサルコトナラン」と、檢察側の処置は不法であるとしてはげしく追及した。この四月十八日社説の論旨は、治罪法の条文だけからみると、寔にその通りであるが治罪法施行直後、司法省内訓を以て、便活がみとめられていた。次の通りである。

元来、治罪法の趣旨は、前述の二百二日間、当然検事の起訴が行われ且つ予審が開始され、その取調の状況に応じて収監状に切りかえ(治罪法第一二九条)、あるいはまた予審が終結し、重罪と認定された場合は当然に収監が行われるもの(同前第二七条)としていたのである。すなわち、拘引、勾留の二百二日間の期限内で、収監の手続は、予審が開かれ、ある程度取調が進行し、その有罪がほぼ明らかになつた時点で降に採られることを予測しているのである。したがつて、この二百二日間が経過しても、まだ検事の起訴も行われず、あるいは予審に着手してもなお十分な取調が済まないということがとき事態は、全く考慮されていない。しかし、これでは、複雑な事件の場合、不便が予想されたので、治罪法施行直後の明治十五年四月、司法省第四局(刑事)は次のような内訓を起案、司法卿大木喬任より各裁判所へ通達された(治罪法訓令類纂・明治十七年・四九七頁以下参照)。

第四局 十五年四月十三日起案
十五年四月十八日内訓

本案ハ禁錮以上ノ刑ニ該リ留置ヲ要スヘキ者ニ係ル時ハ予審終結ノ言渡ヲ為ス以前収監状ヲ発シ置ヘキ旨御内訓ノ儀ニ係ル右審接スルニ勾留状ノ期限ハ日数十日ニ過ルヲ得サルニ因リ予審終結ノ言渡ヲ為ス際ニ於テ勾留状ヲ以テ輕罪裁判所又ハ重罪裁判所ニ移ス時ハ公判中右期限ノ経過スルコト往々之レアリ因テ之ヲ収監状ニ換ヘントスルニハ治罪法第二百九条ニ從ヒ被告事件ノ概略及ヒ加重減輕ノ模様并ニ其罪ヲ罰スヘキ法律ノ正条等ヲ記載セザル可ラス然ルニ右条件ヲ記載スルニ付テハ別段夫レカ為メ一応被告事件ノ取調ヲ為サ、ルヘカラサル等ノ手数ヲ要スルノミナラス重罪事件ニ至テハ之ヲ裁判所ニ移ス迄ニハ許多ノ手続ヲ要シ随テ日数ヲ費サ、ルヲ得サルニ因リ末タ公判ニ付スルニ至ラサル中或ハ勾留状ノ期限ヲ経過シ實際之ヲ奈何トモスル能ハサルコトアルベシ故ニ右ノ不都合ヲ避ケンニハ予審終結ノ言渡ヲ為ス以前収監状ヲ發セサルヘカラス因テ左ノ通

第三四二号

大審院
裁判所

(内訓) 被告事件禁錮以上ノ刑ニ該リ輕罪裁判所又ハ重罪裁判所ニ移ス可キ場合ニ於テ留置ヲ要スル者ト思料スル時ハ予審終結前収監状ヲ發スル儀ト心得可シ此旨及内訓候也

この内訓の立案理由からみると、検事の起訴があり、予審着手後、まだ取調が行われない段階でも、拘留状を収監状に切りかえうるものとしたように思われる。しか、内訓文には、その趣旨が明確に表われていないので、「予審終結前」の意味を広く解釈し、まだ予審に着手せず、検事が取調中の段階でも、勾留状を収監状に切り換えることができるようにも理解される。高田事件に対する高田檢察當局は、おそらくそのような理解のもとで、検挙後二十一日間を経過しても、まだ取調の終らない疑容者に関し、予審判事の収監状を請求、勾留を収監(これは期限の定めがない)に換えて、関係者の留置をつづけたものと推察される。

(41) 明治十六年四月二十二日・新潟新聞。

(42) この事件の性質からみて、当然、検事は司法卿の裁断を仰いで起訴を決定したものと思われる。

(43) 公判傍聴筆記・明治十六年十一月十三日・時事新報。

(44) 前掲第二高等法院公判傍聴記・前掲福島事件公判傍聴記附録・三九三頁——三九五頁。

(45) 前掲新井市史によると、十六年三月二十三日・新潟新聞の社説に「國事犯ノ事件タル其盟約書ニ於テ明瞭ナリ云々」とあることから、天誅党旨意書と盟約（註53・参照）が、検挙開始直後、当局の手に渡つたものと推測している（一〇三頁）。しかし、その新聞記事の「盟約書」の一件は、同月三十一日・同新聞の記事によつて「連判状の如きものは所持せしこともなきよし」と訂正されている（本誌前々号七頁参照）から、三月二十三日の前掲社説にいう「盟約書」が、天誅党旨意書と盟約を指すとは、私には考えられない。

(46) 高田支庁には、尾崎判事の下に、判事補として渡辺永頼、宮川達夫、志村定、諸隈忠昌、加藤勝時、広島慎徳、木本敬三の七名が在職した（明治十六年五月「官員録」・一八七枚表）。これらの人の中で、尾崎判事を補佐して予審判事を勤めた者がいたかどうか、明らかでない。

(47) 明治十六年十二月十一日、高等法院法廷で、その一部が朗読されたので、公判傍聴筆記（例えば、十六年十二月十三日、十四日・時事新報参照）に掲載されている。

(48) 十五年十一月十九日、新潟古町港座で開かれた自由党巡迴講演會に、はじめ赤井は「時勢ヲ看破シテ御談申ス」という題で出演が予定されていたが（明治十五年十一月十八日・新潟新聞）、実際には出演しなかつたから（同年同月二十一日・新潟新聞）、同志の説得で急遽高田へ戻つたことは、確實である。

(49) (50) 明治十六年五月二十四日付・鈴木調書、同年五月十一日付・八木原調書、これらは、その一部が同年十二月十二日、高等法院法廷で朗読されたので、公判傍聴筆記に掲載されている（明治十六年十二月二十五日、二十六日・郵便報知新聞）。当時、多くの新聞に掲載された傍聴筆記の中には、これらの調書について、八木原の肩書を「参考人」としているものもあり（例えば明治十六年十二月十四日・朝野新聞、同月十六日・読売新聞、鈴木調書の「証人」としているものもある（例えば同前・読売新聞）。これらの「肩書」が事実とすれば、赤井ら三名の事件については、八木原、鈴木は共同被告ではなく、単なる証人（又は参考人）として取調をうけたことになり、私がしばしば本文中で述べるごとく、赤井らの町田屋一件と長谷川自白の一件とは、別の事件として予審が行われていたことを裏付ける有力な証拠といえるであろう。因みに、八木原は、赤井らの共同被告である井上の兄弟であるから、証人になる資格を欠き、参考人にしかなれない。（治罪法第一八一条）。

(51) 江村・前掲國事犯高田事件・史潮第八四、八五合併号・六九頁。

(52) 前掲高田國事犯事件の思ひ出（二）岡崎直中談、昭和四年六月二十九日・高田新聞。

(53) 明治十六年四月十九日付、赤井予審調書註47・参照。ここで赤井が起草したという天誅党旨意書並に同党盟約規則を、高等法院判決書から引用すれば、次の通りである（前掲第二高等法院公判傍聴記・前掲福島事件公判傍聴記附録・三九八頁——四〇〇頁）。

天誅党旨意書

世運衰頹シ人情輕薄ニ流シ國勢タル危殆ニ赴キ義理地ヲ掃テ実ニ痛哭流涕ノ至リ奸人倭物要路ニ塞リ其慾ヲ逞ウシ私利ヲ之ヲ當ミ吾人ノ國ハ將ニ瓦ントス吾人ハ將ニ臣妾タラントス応ニ近キアルベキナリ故ニ吾人ハ天誅党ヲ組織シ天ニ代リ奸人倭物ヲ掃ヒ世運ヲ回シ人情ヲ敦厚ニシ國勢ヲ挽回シ義理ヲ重シ我國家ヲ永遠ニ維持セン事ヲ謀ル幸ヒニ同志ノ士ハ來リ盟セヨ吾党ハ前陳ノ旨意ニ因リ是ニ牛耳ヲ取り盤血ヲ馱リ左ノ条項ヲ誓フ

天誅党盟約規則

盟約第一章 苟モ吾国家ニ不為ノ者アル時吾人ハ踵ヲ旋サズ天ニ代リ之ヲ誅罰スル事トス

第二章 吾党ハ義理ヲ重ズ故ニ義理ヲ為メニハ身ヲ致ス事ヲ暫ク吾党ノ人ハ吾党全体ノ議決ニ依リテハ何等ノ事故タリトモ之カ力行ヲ辭セザル事トス

第一条 吾党ハ何人タリ共前書盟約ヲ守ル事ヲ得ルモノハ党員三名以上ノ紹介ヲ以テ党長ニ申込シ党長ハ総党員ノ是トスルヲ待テ入党ヲ許ス事アル

第二条 吾党ハ定期会ヲ置カズ事アル時ハ臨時会同ヲ為ス故月幾度ナルヲモ願ミザルモノトス

第三条 吾党ハ前条ノ如キ場合ヲ保ツ故ニ多額ノ入費ヲ要ス依テ月々五十錢ヲ定納スルモノトス

第四条 吾党ニ党長三名ヲ置キ党事一切之ヲ理セシムルモノナリ

(54) 明治十六年五月三十一日・長谷川予審調書(註55・参照)の中に、五月「十九日」、「二十三日」に予審の取調があつた旨、記載されている。

(55) この予審調書は、十六年十二月十三日、高等法院法廷でその一部が朗読されたので、公判傍聴筆記に掲載されている(明治十六年十二月二十日、二十一日、二十二日・郵便報知新聞)。この長谷川の陳述の中にいう飯山の鈴木某および押風については、私は全く知るところがない。四月上旬、長野県

警部長皆川四郎は、飯山へ出張(明治十六年四月十四日・新潟新聞)、また長野県飯山警察署の警部補中村正次が、四月中旬、高田署を訪れ、赤木警部と

談合しているから(明治十六年四月二十日・新潟新聞)、高田署の移牒により、長野県の警察は、それら兩名について一応取調は行つたものと思われる。

(56) 国会図書館蔵「大木喬任文書」。

(57) 明治十六年五月三十一日・長谷川予審調書(註55・参照)

(58) 明治十六年五月三日・新潟新聞。

(59) 中川文書にふくまれている写しによる。

(60) 小柳卯三郎である。彼は西蒲原郡東中村の人、当時、山際七司、小山宋四郎らと並ぶ県下自由民権運動の中心人物であつた。

(61) (62) 前掲新潟県政党史・旧版一〇九頁、新版九〇頁―九二頁。

(63) 前掲新潟県百年史には、「5・24 鈴木昌司、不敬罪容疑で収監(善長寺文書)」とある(上巻・三六頁)。「善長寺文書」というのは、中頸城郡吉川町善長寺が保管している鈴木昌司文書である(前掲書・三七五頁)。鈴木に対する収監状があるのかも知れない。ところが、十六年五月三十日・新潟新聞によると「鈴木昌司、堀川信一郎、江村正英の三氏は、去二十五日、高田裁判支庁検事の召喚に依り孰れも出頭されし処、鈴木、江村の両氏は集会条例第八

条に付、種々訊問あり。」と報じている。もしも五月二十四日に鈴木が再収監されたことが確実ならば、前掲新聞報道の内、鈴木の部分には誤報(収監中ならば、出頭はありえない)とみななければならない。

また、鈴木(の釈放については、永木氏の前掲新潟県政党史に、次のごとく述べている(新版二〇二頁―二〇三頁、旧版二二二頁―二二三頁も同趣

旨)。

高田で未法囚として収監せられた鈴木昌司は、何等の取調べもなく空しく獄舎に呻吟する苦痛を訴へ、速かに取調べをして欲しい。との願書を認

め、高田で未法囚として収監せられた鈴木昌司は、何等の取調べもなく空しく獄舎に呻吟する苦痛を訴へ、速かに取調べをして欲しい。との願書を認

め、高田で未法囚として収監せられた鈴木昌司は、何等の取調べもなく空しく獄舎に呻吟する苦痛を訴へ、速かに取調べをして欲しい。との願書を認

め、高田で未法囚として収監せられた鈴木昌司は、何等の取調べもなく空しく獄舎に呻吟する苦痛を訴へ、速かに取調べをして欲しい。との願書を認

め、高田で未法囚として収監せられた鈴木昌司は、何等の取調べもなく空しく獄舎に呻吟する苦痛を訴へ、速かに取調べをして欲しい。との願書を認

め、高田で未法囚として収監せられた鈴木昌司は、何等の取調べもなく空しく獄舎に呻吟する苦痛を訴へ、速かに取調べをして欲しい。との願書を認

め、新潟裁判所上席検事正木昇之助に提出した。また 伯爵金子太郎(まご)が、その頃地方巡察使として来県し、高田監獄を見廻つた時、獄中からいま將に通つ過ぎと申す金子巡察使を呼びとめ「自分は県會議員鈴木昌司と申す者であるが、国事犯の嫌疑で入獄し既に数カ月に及ぶが未だ一回の取調べもなく、誠に困つているから急ぎ取調へを進め、一日も早く出獄出来るよう御取計いを願いたい」と陳情したため、金子巡察使から保官にこの旨を伝え、取調へを進ませ鈴木は七月中に責付となつて出獄することが出来た。

しかし、本文でも述べることく、鈴木は五月十九日に一旦保釈になつた筈であるから、数カ月間連続して拘禁されていたとする点には疑問がある。また、元老院権大書記官金子堅太郎は、地方巡察使の元老院議員渡辺清の随員として六月三日、高田着、監獄も視察した(明治十六年六月八日・新潟新聞)。金子が巡察使ではない。なお、別に「新潟為威が、七月二十二日鈴木昌司を中頸城郡代石村の邸に訪ひたる際、鈴木は既に保釈を得て出獄し居りしとの事なり」(守女生・前掲北越民権史「五十九」・大正八年五月二十六日・新潟毎日新聞)という説もある。鈴木は二回目の釈放が、保釈が責付かは定かでない。

(64) 明治十六年五月二十九日、三十日、六月三日、十二日、七月三日・新潟新聞。

(65) 竹内・前掲高田事件の顛末・頸城文化第十一号・五〇頁。

(66) 前掲新井市史には、六月二十九日、集会条例違反による小島周治の召喚について「具体例事実を知ることができないが、報告集会でも開催しようとしたのであろうか」(二四頁)とある。しかし本文で述べたごとく、小島単独の容疑事件ではないから、この推定は當つていない。

(67) 明治十六年五月二十九日・新潟新聞。

(68) 明治十六年六月一日、十日、十二日・新潟新聞。

(69) 明治十六年六月八日・新潟新聞。

(70) 鈴木昌司と小林福宗であるが、この兩名の不敬罪容疑の内容については不明であり、またこの点で、検事の起訴の日および予審開始の日日も全くわからない。しかし、兩名が不敬罪容疑でも予審に付され、免訴になつたことは、八月二十五日・新潟新聞に掲載された次の広告によつて判明する。

広告

生等儀義に国事犯嫌疑に罹り猶不敬の所為ありとの事にて数旬幽囚の末保釈相成り居る処去る十八日免訴せられたり

此段辱知諸君に告げ併せて在監中の厚誼を謝す

八月

鈴木 昌司

小林 福宗

(71) 高島疎健である。本誌五八頁、一覽表参照。

(72) 竹内氏は「模倣者中、鈴木昌司、小林福宗、堀川信一郎、森山信一、今村致和、清野洋策、笠松立木、江村正英、江村正綱、山際七司、加藤勝弥等は、三月二十日より井上、風間、赤井等の高等法院へ送られるその日まで実に五ヶ月、その間鈴木昌司など一回の取りしらべもなく獄倉につながられるなど云々」(前掲高田事件の顛末・頸城文化第十三号・四二頁)と、八月十八日に免訴になつた者も、その日まで拘禁されていたようにいわれているが、こ

れは明らかに誤りである。

(73) 公判傍聴筆記(明治十六年十二月十四日・時事新報)。なお、予審担当の尾崎判事は、八月はじめ「予審調書を携帯し、其筋へ伺ひのため」(明治十六年八月十九日・新潟新聞)に上京、高田へ帰つた後ち、予審終結処分が行われた。大木司法卿の最終的指示をうけたのである。その際、大木は近く開かれることが予想された高等法院の裁判官に、高田における予審関係の書類をみせてその意見を徴したようであり、それに関する文書が残っている。この文書は、大木家文書の中に保存されていたが、現在は亡失して存在しない。しかし、戦前、衆議院の憲政史編纂会が複写本を作成、それが現在、国会図書館憲政資料室に所蔵されており、「高田事件断罪見込書」と仮称されている。次の通りである。

有罪	友幸 長岡 河田 岡内 玉乃 関 武久 兵頭 巖谷	赤井
無罪		
罪ノ有無判然ナラズ 今一応ノ予審ヲ要ス	長岡 井上 関 武久 巖谷	
無罪ト見ユ此ノ上ノ予審ヲ命スルモ効ナント思考	友幸 河田 風間 岡内 玉乃	井上風間ハ有罪ナリトス故ニ予審ヲ敢テ要スルニモ及ハサルナリ
有罪		兵頭 武久
有罪	八木原繁社	
放免	友幸 長岡 岡内 河田 関 巖谷 武久 兵頭	
有罪	勝弥ト同罪 河田 護美 関	山際七司
放免	友幸 岡内 巖谷 武久 兵頭 玉乃	
有罪	護美 河田	加藤勝弥
放免	友幸 岡内 玉乃 友幸 巖谷 兵頭 武久	二人以上内乱ノ陰謀ヲ為シタルモノ
有罪		関 護美
有罪		長谷川三郎

放免	友幸 巖谷 長岡 河田 巖谷 岡内 兵頭 玉乃 関 武久	鈴木昌司
有罪		
放免	護美 岡内 河田 関 巖谷 兵頭 友幸 玉乃 武久	
有罪		清野宇作 (まま)
放免	河田 岡内 武久 友幸 護美 巖谷 兵頭 玉乃 関	
有罪		
放免	河田 岡内 友幸 護美 巖谷 兵頭 武久 玉乃 関	小林福宗

後註 裁判官の名あるいは苗字は、原本では捺印であつたと思われる。捺印のダブリと思われるものもあるが、そのままにした。また下部の つた部分はおそらく附箋であろう。

高等法院の裁判官は、毎年の一月に任命され、明治十六年の場合、一月十六日に次のように発令されている(前掲司法沿革誌・八八頁、明治十六年五月・官員録・二〇枚表以下元老院の項参照)。

裁判長玉乃世履(大審院長)、陪席裁判官長岡護美、河田景興、林友幸(以上元老院議員)、岡内重俊、関義臣、武久昌字(以上大審院判事)、予備陪席裁判官渡辺清(元老院議員)

予審判事兵頭正藏、巖谷竜一(以上大審院判事)も、同時に発令されたものと思われる(註89・参照)。

大木は、高田事件の被告の内、重要な者十名につき、高等法院の全裁判官(予備裁判官をのぞき、予審判事をふくむ)の意見を徴したことが、前掲文書によつて判明する。右の文書によると、赤井については全員が有罪とみとめ、井上、風間、山際、加藤については意見がわかれ、長谷川、鈴木、清野、小林については全員が無罪としていたことがわかる。

大木はこれらの意見を参考にして、高田支庁の尾崎判事に指示をあたえたものと思われる。高等法院裁判官の全てが無罪としている長谷川が、八月十八日の時点で予審決定が保留されているのは(本誌五八頁一覽表参照)、高田支庁側の希望であつたかも知れない。

(74) 予審決定言渡に対しては、一日以内に、一定の条件がある場合、当該裁判所の会議局(判事三名で構成)に、検事、被告いずれからでも「故障申立」

(治罪法第三四条以下) ができた。

(75) 明治十六年八月二十八日、九月九日・新潟新聞。

(76) 明治十六年八月二十八日・新潟新聞。

(77) 明治十六年九月九日・新潟新聞。長谷川はこの上京直前、頸城自由党から除名され(同年八月二十九日・新潟新聞)、また彼を食客とした医師小林重明(本誌前々号二七頁参照)も、十月はじめに同じく除名されている(同年十月十日・新潟新聞)。

(78) 明治十六年十一月三十日・新潟新聞。この月、新潟臨時県議会が開かれるに際し、山際のごとき責付中の議員の出席可否が問題となり、県会は、司法内務両省へ伺出た。その結果、同月五日・司法省丁第三二号達が制定され、その第三条により責付中の者が議会に出席することが禁止された(同年十一月九日、十九日・新潟新聞参照)。

(79) 明治十六年十一月三十日・新潟新聞。

(80) 同年十二月十九日、長谷川は高田市内で犬にかまれ「犬が犬にかまれた」として面白半分に新聞は報道している(同年十二月二十五日・新潟新聞)。彼は滞在命令をうけたため、高田に止まっていたものと思われる。

(81) 拙稿「明治十五年刑法施行直後の不敬罪事件(一〇)」。本誌第四五巻六号・六四頁以下参照。

(82) 四月十六日の笠松老家宅捜索で、短銃が発見された(明治十六年四月二十日・新潟新聞)。横山の短銃がいっつ発見されたかは明らかでない。

(83) 八月下旬、小林福宗と笠松とが銃砲火薬取締法違反で検事の取調をうけたと報道されているが(同年八月二十八日・新潟新聞)、小林の件については、その後、新聞報道がみあたらないので、詳細は不明である。

(84) 明治十六年十月十九日、十七年五月二十八日・新潟新聞。横山は九月十三日、検事の取調をうけたと報道されているが(明治十六年九月十八日・新潟新聞)。予審が行われたのか、それとも予審を省略し直ちに公判が請求されたのか(露罪の場合、予審は省略できた。治罪法第一〇七条 不明である。因みに銃砲火薬の不法所持は、二円以上二十円以下の罰金である(刑法第一五七条 一六〇条)。

(85) 註83・参照。

(86) 明治十七年二月三日、二十日・新潟新聞。笠松が上告したという新聞報道はみあたらない。

(87) 明治十六年九月十一日・新潟新聞によると「予審事務は五日開始」され「津田、伊藤他二名」の書記が担当したとある。高等法院書記の職務は、大審院書記が行うものとされており(治罪法第八八条)。「津田、伊藤」は、津田重熙、伊藤珠樹(明治十六年十月「官員録」・一七〇枚裏、一七一枚表)であり、「他の二名」は、竹端道忠、荒木竜兆(前掲書・一七〇枚裏、一七一枚表)であった。竹端、荒木は、玉乃裁判長の十六年十一月二十日付・下調書に、書記として署名しており(公判傍聴筆記・明治十六年十二月十五日・東京日日新聞)、また同年十一月十七日高等法院判決書にも署名している(判決書は、当時の多くの新聞に報道されている。例えば同年十二月十九日・東京日日新聞)。

(88) 明治十六年九月十六日・新潟新聞。

(89) 高等法院の予審判事は、毎年「予メ上裁ヲ以テ」「二名」が任命されていた(治罪法第八五条)。なお註73・参照。

(90) 明治十六年十一月二十一日・新潟新聞。

(91) 十六年十二月十一日の公判廷で、「十六年十一月五日・第十二回予審調書」が朗読されている(公判傍聴筆記・明治十六年十二月十五日・自由新聞)。

(92) 十六年十二月十二日の公判廷で、その調書が朗読されている(公判傍聴筆記・明治十六年十二月十五日・自由新聞)。

(93) 注91・参照。

(94) (95) 明治十六年十一月二十一日・新潟新聞。

(96) 赤井に対する渡辺検事の公訴状に、「兩人へ対シ自分決心ノ深奥ハ之ヲ明サズ唯要路ノ頭官ニハ必ズ陛下ノ思召ヲ擁護スル者アルヘキニ付出京ノ上之ヲ探索シ云々」とある。公訴状は、各新聞の公判傍聴筆記の中に掲載されている(例えば明治十六年十二月十二日・東京日日新聞)。

(97) 裁判所長または陪席判事が、書記の立会で、被告を訊問し、弁護人選任の有無をたしかめる取調である(治罪法第三七八条)。

(98) この「下調」調書の全文は、明治十六年十二月十五日・東京日日新聞の公判傍聴筆記の中に掲載されている。

(99) 渡辺清は、予備判事であり、長岡護美になにか事故があり、交代したものとと思われる。なお註73・参照。

(100) 前掲第二高等法院公判傍聴記・前掲福島事件公判傍聴記附録・三八二頁―三八二頁、三八七頁。

(101) 前掲書・三八八頁―三九〇頁。なお、十一月十三日の公判廷で、武藤弁護人の要求で、長谷川の予審調書が朗読されたが、その際、堀田検事は「本案事件即チ被告赤井景韶ニハ関係スル所ナキモノナレハ、功能アラサル可シ」と述べている(公判傍聴筆記・明治十六年十二月二十一日・郵便報知新聞)。このことは、長谷川の自白には赤井関係の事項が全く存在しなかつたという私の推測(この点はしばしば本文で述べた)を有力にうらづけるものであらう。

(102) 大滝文一郎は、鶴鳴社の名簿にもその名がみえているが(永木・前掲新潟県政党史・旧版一六頁)、「大滝成秀」は、私の知る限りでは、新潟県政党史関係の文献に、その名がみあたらない。「前島成秀」もまた同様である。この「大滝成秀」「前島成秀」の内、どちらかが(おそらく前者)誤記であるように思われる。

(103) 明治十七年五月十一日・新潟新聞。

(104) 赤井が脱獄した際、警察当局は全国に指名手配した。この手配書の中には、これまで知られていない赤井の前歴あるいは人相が書かれているので、左に兵庫県のそれを掲げておく。

別第五百五十六号

凶事犯高田事件赤井景韶本月二十六日夜脱監セシテ手配方其筋ヨリ電報有之候様至急夫々御手当可相成候人相書相副へ此段申達候也

明治十七年三月二十九日

警察分署長

警部長 山田為暄

自由党高田事件裁判小考

七五 (六七七)

自由党高田事件裁判小考

七六 (六七八)

- 一 全体武骨
- 一 年齢二十六五年(ま)
- 一 肉中
- 一 背中
- 一 頭散髪
- 一 眼尖キ方
- 一 眉鼻耳口共並
- 一 歯不揃
- 一 種痕黒アヘタアリ
- 別第二百三三号

国事犯赤井景韶ノ真影 枚及御送致候儀ニ別第五百五十六号同第百八十五号手当通知書ト御対照精々御注意可相成猶ホ分署ヘモ其旨御通達可相成此段申進候也

追テ真影數葉ハ即チ分署ヘ配与ノ分ニ有之候將タ景韶ノ履歴素行タル去ル明治十三年神奈川縣巡查奉職横須賀在勤中娼妓ニ耽リ不正ノ所為アリ免職其後同県ニ在リ貸席ノ雇男トナリ又東京府下ニ於テ一時馬車夫ヲ働キタル事モ有之且同人ハ遊妓場等ノ射者タル如キ所為ニ熟練セン者ノ由ニ候此段併セテ申副候也

明治十七年四月十七日

警部長 山田為噎

私は、兵庫縣警本部警察史編集室の草山巖氏の御厚意で、同室所蔵のこれら手配書を借覧した。同氏の学恩を謝す。

(105) 明治十八年六月九日、東京重罪裁判所の判決書(裁判長判事北代正臣、陪席判事和田収蔵、木村喬一郎、立会検事東野秀彦)は、宮武外骨氏が覆刻された「赤井景韶伝」(明治十八年四月七日乃至同月二十八日・自由燈に連載の「檐の春雨」)に掲載されている(五九頁以下参照)。なお、赤井はこの判決を不服として上告したが、同年七月八日、大審院(裁判長判事石井忠恭、陪席判事正臣、馬屋原二郎、小林諷、奥山正敏、立会検事安藤源五郎)によつて棄却判決をうけ、死刑が確定したのである。(明治十八年七月九日乃至十一日・自由燈)

附説 事件の報道をめぐる筆禍事件

高田事件勃発後、現地の高田新聞が克明に事件の推移を報道したのは当然であるが、新潟、東京、その他各地の新聞もまたそれに倣つて、事件の経過をしばしば紙面に採りあげた。これらの報道の中には、新聞紙条例違反あるいは官吏侮辱罪などで処罰をうけたものもすくなくない。この内、高田新聞の市島謙吉の筆禍事件については、彼がしばしばその回顧談でそれにふれていることとて、高田事件関係の文献にもまたそれを採りあげたものもあるが、⁽¹⁾後ちに述べるごとく、多少事実が誤り伝えられているようにも思われる。ここで、市島事件をはじめ、私がこれまでに寓目した高田事件関係の筆禍事件を、一括して紹介しておく。

高田事件をめぐる最初の筆禍事件は、事件直後、新潟日日新聞が十六年三月二十一日に発行した号外「高田変報」に関するものであつた。⁽³⁾この号外には編集人、印刷人の署名がなかつたので、仮編集長兼印刷人宮田銀之助が、新聞紙条例第六条違反で起訴されたのである。同年五月二十八日、新潟軽罪裁判所（裁判長判事小川輝彦、立会検事補泉二郎）は、「該紙ハ新潟日日新聞附録杯ノモノニシテ故ラニ利ヲ図リ私ニ一ノ新聞紙ヲ発行シタルニ非ス而シテ其所為ハ法律上罰スヘキ正条ナキニヨリ無罪」を宣告した。⁽⁵⁾

つづいて高田新聞の筆禍事件が、二件発生した。まず、十六年五月九日乃至十九日の同紙に掲載された樋口亨太の「出獄土産」と「弊社々長及印刷長召喚」の記事が問題となり、社長市島謙吉、印刷長竹村良貞、編集人新田忠義、印刷人花井凍次郎が、公判前、予審についての報道をしたとして、新聞紙条例第三三条違反で起訴された。⁽⁶⁾前に述べたごとく、樋口は五月五日に不起訴処分で放免されたので（本誌四四頁参照）、出獄後、取調の状況を高田新聞の記者に語り、それが新聞に発表されたものと思われる。また「弊社々長及印刷長召喚」というのは、その記事のため、市島、竹村が検事の召喚をうけたことを報道したのであろう。

六月八日、高田軽罪裁判所（裁判長判事補宮川達夫、立会検事補堀小太郎）は、この件につき無罪を宣告した。その理由は、「出獄土産」は検察官によつて釈放された後の記事であり、また「弊社々長及印刷長召喚」は「但ダ検察官ノ召喚ヲ受ケケタル手續ヲ登記シタル迄」であり、共に公判前の予審の報道を禁じた新聞紙条例第三三条違反には該当しないといふのである。⁽⁷⁾

この樋口の「出獄土産」の内容は、高田新聞が現在残っていないので、正確にはわからないが、その一部が五月十五日・朝野新聞に、次のごとく転載されている。

高田自由党員にて此程拘留を免された樋口氏の親話なりとて同地の新聞に記する所を見るに、三月廿日直江津に於て突然拘引となり、繩付にて高田へ護送せられましたに付……高田の警察署の警部(赤木警部——手塚註)は、余に向ひ貴殿は常に共和政治を主張せられ已に某地の演説にも斯る語気ありしと聞く、如何との事に、余は大に打驚き、我党は共和政治を今日の日本帝国に唱ふる者は政敵とこそ存ずれ、何条斯る事を自ら主張すべき……警部は更に問はるゝ様、自由党は準備政党にて、其中決死党と称するもの六十名程ありと聞く、貴殿も連累にて干才を弄するの意思あるならんと、余答ふるには、我党は準備党にあらず、十四年の聖詔を奉じて真正の政党の運動をなさんと欲するものなり。去れば何とて不詳なる決死党などの有るべき、万一斯の如きものあるも、余は自由党の明示する三大主義に適せざれば、余は自由党の人と目し申さずと答へしが、干才とは何分解し兼ねゆゑ、暫時打案じ懼るゝ干才とは干戈と同意味に可有御座哉と問返しに、即其事なりとのことに再び驚き、斯る狂暴反乱の企は毛頭之れなき旨を弁明せしかば、夫にて其日の訊問は終り、直に獄中へ投げせられ云々。

この記事の中に、赤木警部が「干戈」を「干才」と間違つたことがみえている。市島謙吉は、後ちの回顧談でしばしばこのことを述べ、この「笑話」を掲載したことが、官吏侮辱罪に問われたと語つてゐる。⁽⁸⁾しかし、この樋口の「出獄土産」が問題になつたのは、公判前の事件の報道という新聞紙条例違反であり、その内容が赤木警部を侮辱したとして起訴されたわけではない。その点、市島の回顧談には誤りがある。

この件についての高田軽罪裁判所の無罪判決に対し、堀検事補は上告した。翌十七年六月十二日、大審院(裁判長判事島井断三、陪席判事土師經典、薄井竜之、小村寿太郎、河村清輔、立会検事加納久宣)は、「弊社々長及印別長召喚」の記事については第一審判決通り無罪を支持したが、「出獄土産」については「検事ニ於テ重罪軽罪ノ現行犯アル事ヲ認知シタルトキハ治罪法第二百三条ニ規定スル如ク予審処分ヲ為ス事ヲ得ル者ナレハ其処分ハ即チ予審ナルヲ以テ其事件ハ公判ニ付セザル以前ニ在テハ仮令被告人中ノ幾部ハ釈放セラル、モ之ヲ登録スルコトヲ許サ、ルモノナリ」とし、第一審判決ヲ破棄し、改めて市島他三名全員に新聞紙条例第三三条第一一条を適用、軽禁錮二月、罰金四十円を宣告した。⁽⁹⁾

高田新聞の筆禍事件の他の一つは、五月十一日と十三日・同新聞に掲載された宮沢喜文治の「出獄土産」が問題になったものである。これまたその高田新聞は残っていないので、その記事の正確な内容は不明であるが、それは後に詳述するごとく朝野新聞に掲載（文章は変更されている）されたので、その中味の概略はわかる。それによると、宮沢の場合、三月二十日に逮捕され、二十五日までなんの取調もなく、四月二日によりやく検事の取調が開始されたようであるが、彼はこの処置を治罪法第一二六条に違反する拘留であるとし、訊問調書に捺印することを拒み、且つ足立検事を不法拘留の理由で獄内から予審判事補諸隈通昌へ告訴し、却下された。このようなことを語つた宮沢談をもとにして書かれた「出獄土産」は、とくに堀検事補の取調状況にくわしくふれており、その点が検察官侮辱と認定され、社長の市島、印刷長竹村、仮編集人新田忠義の三名が、官吏侮辱罪で起訴されたのである。宮沢自身が起訴されないのは、彼の署名入り記事ではなく、彼からの聞き書きの形式でその記事が発表されたからであつたと思われる。

前にも述べたごとく、高田新聞そのものは残っていないが、後ちにその転載記事で、朝野新聞の持主佐藤鉄弥と編集人武内一郎が、同じく官吏侮辱罪に問われた際、その公判廷（十六年五月三十日）でその朝野の記事のもととなつた高田新聞（十六年五月十一日、十三日）の一部が朗読されたので、検察官侮辱と認定された高田新聞の該当個所の主要部分だけは判明する。次の通りである。⁽¹⁰⁾

憚る色なく滔々と理を尽したる一言（宮沢の言葉を指す。それは前に述べた捺印を拒んだ理由であろう——手塚註）に、流石の検事補（堀を指す——手塚註）も暫時黙して居られしが、俄かに大音振り上げて、斯くまで申すに聞き入れずは、此上は公力を以て拇印せしめん、如何に／＼にと責め問へば、氏は優然として襟を正し、公力を以て脅迫せらるれば多勢に無勢云々。

六月十五日、高田軽罪裁判所（裁判長判事補加藤勝弥、立会検事補小川信行は、右の記事は堀検事補を侮辱したものとし、刑

法第一四一条⁽¹¹⁾、新聞紙条例第一八条を適用、市島ら三名に重禁錮六月罰金三十円を宣告した⁽¹²⁾。市島と竹村は、この判決を不服として上告した⁽¹³⁾。

なお、これに先きだち、市島、竹村は別件による名誉毀損罪で、同年五月十九日、高田軽罪裁判所で重禁錮十五日と罰金五円に処せられ⁽¹⁴⁾、それを不服として上告していた。この件については、検事も附帶上告を行っていた⁽¹⁵⁾。それがため、大審院はこの二件を合せて審理した。翌十七年六月十九日、大審院(裁判長島井断三、陪席判事土師経典、薄井竜之、小村寿太郎、河村清輔、立会検事加納久宣)は高田軽罪裁判所の十六年六月十五日判決についてはその上告を棄却、十六年五月十九日判決については、第一審判決を破棄、改めて事件を長野軽罪裁判所へ移送した⁽¹⁶⁾。

八月十四日、長野軽罪裁判所(裁判長判事補本田親慶、立会検事石川重玄)は、刑法第三五八条により、市島、竹村に改めて重禁錮三月、罰金二十五円を宣告、しかし、すでに重禁錮六月、罰金三十円の刑が確定しているので、刑法第一〇二条により⁽¹⁷⁾、その罪を論ぜずと言渡した⁽¹⁸⁾。

この判決に先きだち、市島と竹村は、前に述べた十七年六月十二日大審院判決で軽禁錮の刑が確定したため、六月二十一日、高田監獄支署へ収容され、つづいて新潟の本署へ移送、さらに翌七月十五日、長野県監獄本署へ収容され⁽¹⁹⁾、そこで服役、翌十八年二月十三日に出獄し高田へ戻った⁽²⁰⁾。

宮沢の「出獄土産」は、前にも一言したごとく、高田新聞のみならずそれを掲載した他の新聞も、それにより筆禍事件をおこしている。まず東京の朝野新聞は、十六年五月十五日以降二十五日まで、高田新聞を典拠として、横山環、岡崎直中、樋口亨太、古川隆爾、加藤貞盟、小島周治、宮沢喜文治など、検事不起訴によつて出獄した人々の談話をもとにした記事を連載したが、その中の宮沢の部分が、問題になり、社主佐藤鉄弥、編集人武内一郎が官吏侮辱罪で起訴された。それは、五月十九日と二十日に掲載された記事で次の通りである。

宮沢氏は翌三日(四月)——手塚註、又々呼出に付出廷せし処、掛官は矢張前日の検事補(堀——手塚註)にて、最愼愼に言はるゝ様、昨日より訊問書の拇印を拒めど、夫れは大に心得違にて、此訊問書は却て其方の無罪を証するの利益あれば、拇印致すべしとの事なれば、同氏は昨日も申上たる通り今般の拘留の如何にも不当と思考する故、決して拇印仕らず、無効の拘留とこそ申べけれど申しに、検事補は斯迄申すに聞入らずは、此上は公力を以て拇印せしめんと申されしかば、同氏は左様仰せらるゝ上は拇印も致すべけれど真正の拇印には候はずと述べたるに、右検事補は退席され……其日も捺印せずして帰監、宮沢氏には足立検事を以て規則に背き人を監禁せる者なりとて去る六日、同氏を相手取り予審判事補諸隈通昌氏へ告訴……翌七日、告訴の趣は不正に人を監禁したるものに非ざるを以て受理せず云々。

この一節が堀検事補のみならず、足立検事の職務も侮辱したものとされたのである。

同年五月三十日に開かれた東京輕罪裁判所(裁判長判事兒玉淳一郎、立会検事補村井一英)の公判廷で、被告らは「官吏ヲ侮辱スル者ニ非ズシテ即チ原新聞(高田新聞を指す——手塚註)ノ激論暴論ヲ省キ其事實ヲ記シ官吏ヲ保護シタル者」⁽²²⁾と弁解した。「公力を以て拇印云々」の個所を、前に掲げた高田新聞の原文の当該個所と比較すれば、文章の語勢がかなりやわらかくなつてゐるのはたしかである。しかし、翌三十一日、裁判所はその弁解をみとめず「其記載方ヲ研審スルニ之ヲ官吏ヲ侮辱セザル者ト云フヲ得ザルナリ」とし、刑法第一四一条並に新聞紙条例第一八条を適用、佐藤、武内に、各重禁錮一月、罰金五十円を宣告した。⁽²³⁾被告らが上告したかどうかは不明である。

新潟日日新聞も十六年五月十七日乃至二十日の紙上に、宮沢の「出獄土産」に関する記事を掲載したが、この新聞も、現在残つていないので、その正確な内容はわからない。この方は官吏侮辱罪ではなく、予審中の事件の報道として、新聞紙条例第三三条違反に問われ、社主里村太利、仮編集人渡辺宗三郎、前仮編集人池田元朔の三名が起訴され、同年六月十八日、

新潟軽罪裁判所(裁判長判事後藤幸操、立会検事補石部雄海)で各軽禁錮三月、罰金四十円が宣告された。⁽²⁴⁾被告が上告したかどうかは不明である。

新潟新聞が十六年四月十八日の社説「檢察官ノ行為ヲ疑フ」で、檢察官が高田事件の關係者を治罪法の規定に反して不当に拘留したとしてはげしく攻撃したことは前に述べた(本誌六七頁註40・参照)。この記事も、刑法第一四一条の官吏侮辱罪に該当するとして、編集長田中謙三が起訴され、同年七月六日、新潟軽罪裁判所(裁判長判事補桐生吉英、立会検事補須藤楓)で、重禁錮三月、罰金十五円が宣告された。⁽²⁵⁾被告が上告したかどうかは不明である。

以上述べた筆禍事件の様相をみるに、新聞紙条例あるいは刑法の官吏侮辱罪の規定を最大限に利用し、事件に関する報道を制約、多少とも事件關係者に好意的と思われる報道あるいは檢察官に対する非難めいた報道には、容赦なく処罰を加えるという政府の姿勢を十分伺うことができる。市島謙吉は、当時を追想して、⁽²⁶⁾

今から見ると、幾んど理解もつかぬほどの事が官吏侮辱となつたり、条例の違反となつたのである。予審の下調に属する事の如き、予審の妨害をなす程度に書けばよくないことは言ふまでもないが、僅かに筆が予審の事に及んだと云ふて法に問はるゝとあつては、今日の新聞は毎日法に問はれねばならぬ。官吏の失錯を冷笑した位で、それが侮辱とならば、今日の新聞紙は毎日侮辱罪を以つて問はれねばならぬ。時の判事でも今頃考へたら、吾等と同じ様に其の苛察に恥ぢるであらうと思ふ。併し当時の裁判所は如何にも神経質で、馬鹿に高田事件を重く見たから、其の余沫がひどく新聞社にも及んだのである。

と述べているが、正に適切な批判であらう。

なお、高田事件關係の報道は、全国の新聞に掲載されたであろうことから推察すれば、各地の新聞で筆禍にまき込まれたものが、以上に私が紹介したもの以外にもあつたであろうことは十分考えられる。大方の御示教を乞う次第である。

- (1) 例えば市島春城「四十年前の高田新聞・創刊当時の思出」・大正十一年五月十三日・高田新聞。「獄窓旧夢談」・「獄政論」附録・昭和二十一年・一九五頁以下等。
- (2) 例えば前掲新潟の明治百年・一八頁。
- (3) この号外の現物は残っていない。
- (4) 新聞紙条例(明治八年六月二十八日・太政官布告第一二一号)の第六条一項に「毎紙毎巻ノ尾ニ編集人印刷人名ヲ署シ」・「若シ名ヲ署セザル時ハ編集人若クハ編集人長若シクハ代理人罰金百円以上五百円以下ヲ科シ印刷人罰金百円ヲ科ス」とある。
- (5) 明治十六年六月三日・朝野新聞に、判決文が掲載されている。
- (6) 新聞紙条例(明治十六年四月十六日・太政官布告第二二二号)の第三条には「重罪軽罪ノ予審ハ公判ニ付セル以前ニ之ヲ記載スルコトヲ得ス」とあり、違反した場合は第三条で「二月以上二年以下ノ軽禁錮ニ処シ三十円以上三百円以下ノ罰金カ附加」された。また、このあたらしい新聞紙条例で「新聞紙ニ記載シタル事項ニ関スル犯罪ハ持主社主編集人印刷人及筆者記者ハ共犯ヲ以テ論ス」(第一八条)とされた。
- (7) 明治十六年六月十二日・新潟新聞。
- (8) 例えば、前掲獄窓旧夢談・一九六頁。
- (9) 明治十七年六月十七日・新潟新聞に、判決文が掲載されている。
- (10) 公判傍聴筆記・明治十六年六月一日・朝野新聞。
- (11) 明治十五年刑法第一四一条に「官吏ノ職務ニ対シ」・「其目前ニ非スト雖モ刊行ノ文書函函又ハ公然ノ演説ヲ以テ侮辱シタル者」は「一月以上一年以下ノ重禁錮ニ処シ五十円以上五十円以下ノ罰金ヲ附加ス」とある。
- (12) 明治十六年六月十九日・新潟新聞。
- (13) 市島、竹村の上告理由は、あたらしい新聞条例(註6・参照)の附則によると、「現行発行ノ新聞紙ハ東京府下ハ：其他ノ地方ハ到達ノ日ヨリ三十日以内ニ此条例ニ従ヒ願書及保証金ヲ管轄庁ニ差出ス可シ」とあるから、この条例が発布された十六年四月十六日から三十日間は、この条例は効力を発生せず、したがって同条例であらたに設けられた第一八条(註6・参照)も、五月十一日乃至十三日の記事(宮沢の出獄土産)については適用されないから、社長の市島、印刷人竹村を共犯として取扱うことはできないというのである(明治十七年六月十九日・大審院判決書による。註16・参照)。因みに、旧新聞紙条例(註4・参照)の第六条は「紙中若クハ巻中載スル所ノ事ニ付テハ紙尾署名ノ編集人若クハ編集人長一切責ニ任スヘシ」とあり、新聞記事については編集人のみに責任を負わせていた。市島、竹村と共に処罰された編集人新田忠義だけが上告しないのは、それがためである。
- (14) この事件は、十六年四月二十六日乃至二十八日・高田新聞に掲載した「一婦三夫」という記事が、富田直興という人の醜行をあげいたとして摘発され、同年五月十九日・高田軽罪裁判所は刑法第三五八条の名譽毀損罪により社長市島、印刷人竹村に重禁錮十五日、罰金五百円、仮編集長設楽正吉に重禁錮十一日、罰金三百七十五銭(未成年減輕)を言渡したものである。
- (15) 市島、竹村の上告理由は、同年六月十五日・高田軽罪裁判所判決に対するそれと同様である(註13・参照)。したがって編集人設楽は上告していない

い。検事の上告理由は、原判決文の犯罪事実の明示不備である。

(16) 大審院は、市島らの上告理由に対し、高田新聞社は、新しい新聞紙条例發布後、直ちに同条例による願書を関係官庁に提出しているから、同条例の適用は当然うけるべきであるとの理由で、その上告をしりぞけているが、ただ十六年五月十九日・高田軽罪裁判所判決については、検事の上告理由をみとめて破毀し、長野軽罪裁判所へ移送したのである(明治十七年六月十九日・大審院判決書による。この判決書は、最高裁判所保管の判決正本を参照した)。

(17) 明治十五年刑法第一〇二条に、「一罪前ニ発シ已ニ判決ヲ経テ余罪後ニ発シ其軽ク若クハ等シキ者ハ之ヲ論セス」とある。

(18) 明治十七年八月二十三日・新潟新聞。

(19) 前掲獄窓旧夢談・一九八頁以下。

(20) 明治十八年二月十七日・新潟新聞。

(21) 註10に同じ。

(22) (23) 明治十六年五月三十一日・東京軽罪裁判所判決書による(同年六月一日・朝野新聞)。

(24) 明治十六年六月十七日・新潟新聞。

(25) 明治十六年七月七日・新潟新聞。

(26) 前掲獄窓旧夢談・一九六頁——一九七頁。

四　む　す　び

以上において私は、高田事件検挙の発端並に裁判の推移を考察し、この事件は新潟始審裁判所高田支庁の検事補堀小太郎が、長谷川三郎を使役し、頸城自由党員の内乱陰謀という架空の出来事を誣告させて大量検挙を断行したが、結局、内乱陰謀の罪に追いつく策略は不成功に終つたこと、さらに第二段の策として採られた頸城自由党の集会条例違反の件あるいは山際七司、加藤勝弥の内乱陰謀の件も遂に実を結ばなかつたこと、しかし、検挙者の取調と家宅搜索により、長谷川の密告とは直接に関係のない赤井の一件が計らずも暴露したことを明らかにした積りである。これまでの高田事件研究において、しばしばこの事件は「官権のデッチ上げ」と批評されているが、それは頸城自由党全体の内乱陰謀の一件については妥当な見解であるが、赤井の一件については、かならずしも適切な評言とはいえないのである。その意味では、高田事件は、多くの

有罪者を出したとはいえ、その全体が疑惑に満ちている福島事件の場合とは、⁽²⁾かなり様相を異にした自由党関係暴発事件であつたというべきであらう。

(1) 例えば、竹内・前掲高田事件の顛末・頸城文化第一三号・五六頁。

(2) 拙稿「自由党福島事件と高等法院」・本誌第三二卷一一号・二二頁以下参照。